

前 承

廳 名	前 年		計	前 年		計	無 罪		管 轄	禁 錮		罰 金	附 加
	男	女		男	女		重	輕		拘留	科		
御 新 地 德 島 富 岡 島 川 島 地 方 區													
高 知 安 藝 須 崎 村 中 須 崎 村 地 方 區													
松 山 大 洲 山 地 方 區													
宇 和 島 治 條 洲 山 地 方 區													
計													

廳 名	前 年		計	前 年		計	無 罪		管 轄	禁 錮		罰 金	附 加
	男	女		男	女		重	輕		拘留	科		
高 松 三 本 松 地 方 區													
岡 崎 支 部 區													
一 宮 支 部 區													
半 田 支 部 區													
岡 崎 支 部 區													
西 尾 支 部 區													
豐 橋 支 部 區													
四 日 市 支 部 區													
山 田 支 部 區													
安 濃 支 部 區													
松 坂 支 部 區													
四 日 市 區													
龜 山 區													
上 野 區													
山 田 區													
水 本 區													
地 方 區													
計													



前承

前承										廳名		件	
大分	福岡	佐賀								年	前		
竹佐白大中地行小柳久飯甘福小地伊唐武佐地													
田伯杵分津支	留塚米	倉水岡支	萬里	津雄	賀								
區區區區部方區區區區區區區部方區區區區區區													
										年	本	計	數
										計			
										男	女	人員	
										男	女		
										計			言渡區分
										罪	無	管	
										許	免		
										逃	禁	鋼	
										以上二年	輕		
										以上二年	重	分	
										以上二年	輕		
										金	罰	料	
										留	拘		
										却	棄	附加	
										減	消		
										金	罰	計	
										收	沒		
										計			

官崎										鹿兒島					熊本				
延都欽官地大永鹿知鹿地天人八高山宮御熊豆玉中杵																			
岡城肥崎島引屋覽兒島草吉代瀨鹿地松本田津津築																			
區區區區方區區區區區區區方區區區區區區區區區區區																			

前承

廳名	前年		本年		計	前年		本年		計	無 罪 遊 離	管 轄 重 經 罰 拘 料	消 費 附 加
	男	女	男	女		男	女	男	女				
高千穂地方													
那覇地方													
以上長崎縣管内ノ合計													
古川支													
仙臺													
大石													
石巻													
古川													
登米													
仙沼													
北松													
若松支													
福島													
郡山													
中村													
白河													
平松													
若松													
山形													
新庄													
米澤													
酒田													
鶴岡													
磐井支													
盛岡													
花巻													
盛岡													
福岡													
宮古													
磐井													
水澤													
秋田													
本荘													
能代													
大館													
花輪													
大曲													
横手													
湯澤													
以上宮城縣管内ノ合計													
青森支													
弘前支													
青森													

前 承

廳 名	前 年		計	前 年		計	無 罪 逃 避	禁 錮	罰 金 初 料	却 減	附 加	
	男	女		男	女						罰 金	設 計
野邊地區												
弘前區												
五所川原區												
八戸區												
函館區												
江差區												
福山區												
壽都區												
札幌區												
札幌區												
毛氈區												
小樽區												
岩手區												
根室區												
釧路區												
計												

總 計	以上函館控訴院管内ノ合計		計	前 年		計	無 罪 逃 避	禁 錮	罰 金 初 料	却 減	附 加	
	男	女		男	女						罰 金	設 計
長崎地方裁判所管内嚴原支部言渡ノ區ニ於テ一人ノ不足アルハ稅關法第十條本項及第十二條ニ依リ追徵金ノミノ言渡アルニ由ル												

表四十四第部三第

分區渡言ルス對ニ名罪ル係ニ判裁席關及席對ノ罪警違

違 警 罪 目	件 數		人 員		對 席		關 席		言 渡 區 分		減 消
	前 年	本 年	前 年	本 年	席	關	席	關	無 罪 辭 退 拘 留 留 科 以上 以下		
規則ヲ遵守セズシテ火藥其他破裂ス可キ物品ヲ市街ニ運搬ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
官許ヲ得ズシテ烟火ヲ製造シ或ハ販賣ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
人家稠密ノ場所ニ於テ濫リニ烟火其他火器ヲ玩フ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
人ヲ毆打シテ創傷疾病ニ至ラス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
密ニ賈淫ヲ爲レ或ハ其媒合容止ヲ爲ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
人ノ住居セサル家屋内ニ潜伏ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
定リタル住居ナリテ平常居住ノ意澤ナクシテ諸方ニ徘徊ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
官許ノ墓地外ニ於テ私ニ埋葬ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
違警罪ノ犯人ヲ山麓スル爲メ偽證ヲ爲ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
人家ノ近傍或ハ山林田野ニ於テ濫リニ火ヲ焚ク	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
健康ヲ保護スル爲メ設ケタル規則或ハ傳染病預防規則ニ違背ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
遊死人ノ檢視ヲ受ケズシテ埋葬ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
墓碑及路上ノ神佛ヲ毀損シ或ハ汚穢ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

前 承

違 警 罪 目	件 數		人 員		對 關	無 罪	管 轄	波 區		分 科	消 滅
	前 年	本 年	前 年	本 年				十 二 月 以 上	十 一 月 以 上		
公然人ヲ罵詈囂弄ス	二	二	二	二	二						
獵リニ車馬ヲ疾驅シテ行人ノ妨害ヲ爲ス											
夜中燈火ナシテ車馬ヲ疾驅ス											
孔竈ヲ道路家屋圍面ニ投擲ス											
汚穢物ヲ道路家屋圍面ニ投擲ス											
警察ノ規則ニ違背シテ工商ノ業ヲ爲ス											
醫師事務事故ナシテ急病人ノ招キニ應セス											
死亡ノ申告ヲ爲サスレテ埋葬ス											
流官浮説ヲ爲シテ人ヲ誑惑ス											
妄ニ吉凶禍福ヲ説キ或ハ祈禱符咒等ヲ爲シテ人ヲ惑ハレテ利ヲ圖ル											
私有地外ハ獵リニ家屋圍面ヲ設ケ或ハ新掘ヲ出ス											
路上ノ植木市街ノ常燈及扇燈等ヲ毀損ス											
道路橋樑其他ノ場所ニ標示シテ通行ヲ禁止及掃蕩ノ類ヲ毀壞汚損ス											
路上ニ於テ賭博ニ類スル商業ヲ爲ス											
官許ヲ得スレテ劇場其他觀物場ヲ開キ及其規則ニ違背ス											

各 地 方 違 警 罪	合 計		男		女		男	女	男	女	男	女
	男	女	男	女	男	女						
他人ノ弊キタル牛馬其他ノ獸類ヲ解放ス												
通行禁止ノ標示ヲ犯シテ通行ス												
道路ニ於テ放牧畜養ヲ爲シテ制止ヲ背セス												
都府ノ路上ニ喧嘩シ或ハ醉臥ス												
人家ノ牆壁ニ貼紙及繪書ス												
邸宅ノ番號標札招牌或ハ他家賣家ノ貼紙其他報告ノ標標等ヲ毀損ス												
他人ノ田野圍面ニ於テ菜菓ヲ採食シ或ハ花卉ヲ採折ス												
道路ナキ他人ノ田圃ヲ通行シ或ハ牛馬ヲ牽入ル												
各 地 方 違 警 罪												
合 計	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
男 總 計												
女 總 計												

表五十四第部三第  
分區渡言ルス對二廳各

靜岡		前橋		浦和		宇都宮		水戸	
濱松	吉原	藤枝	高崎	太田	沼田	中之條	川越	佐野	大田
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區

千葉		横浜		東京		廳名
土浦	北條	水戸	佐原	八王子	日宮	
支	支	支	支	支	支	區
部	區	區	區	區	區	方

年	前	件
年	本	數
		計
男	前	人
	年	
女	本	員
	年	
		計
席		對
		明
		計
罪		言
	無	
罪		區
	免	
違		料
	轄	
	管	
十	十	拘
以	以	留
上	上	
日	日	
十	十	
以	以	
日	日	
十	十	
以	以	
日	日	
以上	當	料
以下	當	
	間	
	間	



新 潟	長 野		甲 府							廳 名	件 數		人 員		對 閱	言 渡 區 分																				
	三 條	新 潟	新 潟	岩 手	上 野	伊 豆	飯 沼	大 野	上 野		松 本	長 野	地 方	谷 澤		甲 府	地 方	沼 津	掛 川	前 年	本 年	前 年	本 年	無 罪	管 轄	拘 留	科 罰	減								
三	五	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	五	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

以上東京控新院管内ノ合計

前承

前承										廳名		件數		人員		對關		言渡區分		減消																		
大津					岡山					神戸					前年	本年	前年	本年	計	計	無免	管拘	初科	料														
大	津	根	支	津	大	津	根	支	津	大	津	根	支	津																								
大	彦	地	根	支	高	勝	津	笠	玉	岡	地	豐	龍	社	姫	洲	後	明	伊	神	年	年	男	女	計	計	席	席	計	計	無	免	管	拘	初	科	料	減
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			

和歌山										富山					金澤					福井																		
和歌山					富山					金澤					福井																							
新	御	田	妙	和	地	杉	高	魚	密	輪	高	七	大	小	金	七	小	敦	大	福	彦	水	口	根	井	野	賀	尾	支	尾	支	尾						
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1



前 承

松 江	山 口		廣 島				廳 名	件 數		人 員		對 關		言 渡 區 分			消																					
	大濱	今市	木次	松江	赤間	萩		柳井	岩國	徳山	山口	三次	福山	尾道	廣原	地島		道支	無免	管轄	科																	
森田	田	田	市	次	江	水	間	關	井	津	國	山	口	次	山	道	原	島	支	道	部	方																
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區			
19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19		
19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19		

三六三

承 前

福 岡		佐 賀					長 崎				鳥 取		以上廣島轄前管内合計	廳 名	件 數		人 員		對 關		言 渡 區 分			消																			
飯塚	甘木	福岡	小倉	久留米	地	伊	唐	武	佐	地	嚴	福			島	大	長	嚴	原	支	米	倉	鳥		地	西	鄉	道 <td>支</td> <td>部</td> <td>方</td>	支	部	方												
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	
19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19		
19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19		

三六三

仙臺 鹿兒島 官崎

以上長崎縣前管内、合計

地	氣	登	古	大	仙	石	地	高	延	都	飲	宮	地	水	知	鹿	鹿	地	天	人	八	高
方	仙	米	川	河	臺	港	部	千	岡	城	肥	崎	方	引	覽	兒	島	草	吉	代	瀨	瀨
	沼	原	支	原	支	支	計	總	區	區	區	區	區	方	區	區	區	方	區	區	區	區

1444

前承

熊	大	廳	前		員		對		言	
山	分	名	年	本	計	席	席	計	無	免
宮			年	計	計	計	計	建	管	拘
鹿			計	計	計	計	計	計	計	計
地			計	計	計	計	計	計	計	計
八			計	計	計	計	計	計	計	計
地			計	計	計	計	計	計	計	計
豆			計	計	計	計	計	計	計	計
玉			計	計	計	計	計	計	計	計
中			計	計	計	計	計	計	計	計
杆			計	計	計	計	計	計	計	計
竹			計	計	計	計	計	計	計	計
佐			計	計	計	計	計	計	計	計
白			計	計	計	計	計	計	計	計
大			計	計	計	計	計	計	計	計
中			計	計	計	計	計	計	計	計
地			計	計	計	計	計	計	計	計
行			計	計	計	計	計	計	計	計
小			計	計	計	計	計	計	計	計
柳			計	計	計	計	計	計	計	計
久			計	計	計	計	計	計	計	計
留			計	計	計	計	計	計	計	計
米			計	計	計	計	計	計	計	計

364



表六十四第部三第 分區渡言ルス對二名罪ノ罪警遊ル係

違警罪目	件数		人員		言	免	渡		留		科	
	前	本	前	本			無	有	十以上	六以上	五以上	十以上
官署ノ督促ヲ受ケテ罰收セントスル家屋 修理ノ修理ヲ爲サス	1	1	1	1								
官署ヲ得シテ死屍ヲ解剖ス	1	1	1	1								
自己ノ所有地内ニ死屍アルヲ知テ官署 ニ申告セズ或ハ他所ニ移ス	1	1	1	1								
人ヲ毆打シテ傷害疾病ニ至ラス	1	1	1	1								
密ニ賣淫ヲ爲シ或ハ其媒合禁止ヲ爲ス	1	1	1	1								
人ノ住居セサル家屋内ニ潜伏ス	1	1	1	1								
定リタル住居ナリ平常衛生ノ產業ナリ テ諸方ニ徘徊ス	1	1	1	1								
官署ノ基地外ニ於テ私ニ埋葬ス	1	1	1	1								
違警罪ノ犯人ヲ捕獲スル爲メ偽證ヲ爲ス	1	1	1	1								
人家ノ近傍或ハ山林田野ニ於テ濫リニ火 ヲ焚キ	1	1	1	1								
水火其他ノ變ニ際シ官署ヨリ防禦ス可キ 求メテ受ケ傍觀シテ肯セズ	1	1	1	1								
不熟ノ藥物或ハ腐敗シタル飲食物ヲ販賣 ス	1	1	1	1								
健康ヲ保護スル爲メ設ケタル規則或ハ傳 達規則ニ違背ス	1	1	1	1								
人ノ通行スヘキ場所ニアル危險ノ非蓋其 他四所ニ蓋又ハ防圍ヲ爲サス	1	1	1	1								

二決即

違警罪目	件数		人員		言	免	渡		留		科	
	前	本	前	本			無	有	十以上	六以上	五以上	十以上
規則ヲ遵守セズシテ火藥其他破裂ス可キ 物品ヲ市街ニ運搬ス	1	1	1	1								
規則ヲ遵守セズシテ火藥其他破裂ス可キ 物品或ハ自ラ火ヲ發ス可キ物品ヲ貯藏ス	1	1	1	1								
官署ヲ得シテ烟火ヲ製造シ或ハ販賣ス	1	1	1	1								
人家細密ノ場所ニ於テ濫リニ烟火其他火 器ヲ玩フ	1	1	1	1								
蒸氣機其他烟火電ヲ建造修理シ及掃 除スル規則ニ違背ス	1	1	1	1								

前承

廳名	件数		人員		言	免	渡		留		科	
	前	本	前	本			無	有	十以上	六以上	五以上	十以上
根室一 管内區	1	1	1	1								
根室一 管内區	1	1	1	1								
根室一 管内區	1	1	1	1								
根室一 管内區	1	1	1	1								
根室一 管内區	1	1	1	1								
根室一 管内區	1	1	1	1								
根室一 管内區	1	1	1	1								
根室一 管内區	1	1	1	1								
根室一 管内區	1	1	1	1								
根室一 管内區	1	1	1	1								
根室一 管内區	1	1	1	1								

本表記載之外小笠原島廳取扱ニ係ルモノ一件一人八丈島役所分一件一人神津島役所分四件四人アリ

### 前 承

違 警 罪 目	件	人	言		拘 渡		區 留		科 分	
			無	有	十以上十一日以下	六日以上	五日以下	十日以上	四十日以下	四十日以下
路上ニ於テ火其ノ他ノ器物ヲ燃サシムルハ或ハ驚走セシム	一九	一九								三
發狂人ノ看守ヲ怠リ路上ニ徘徊セシム	三	三								二
狂犬猛獸等ノ繫領ヲ怠リ路上ニ放ツ	三	三								二
墮死人ノ檢視ヲ受ケスレテ埋葬ス	六〇	六二								一九
墓碑及路上ノ神佛ヲ毀損シ或ハ汚濁ス	一〇	一六								七
神祠佛堂其他公ノ建造物ヲ汚損ス	九	二一								三
公然人ヲ罵詈訾弄ス	二〇	三三								九
鐵リニ車馬ヲ疾驅シテ行人ノ妨害ヲ爲ス	三三	三三								二
制止ヲ肯セスレテ人ノ群集シタル場所ニ車馬ヲ牽ク	三三	三三								二
夜中燈火ナクシテ車馬ヲ疾驅ス	九〇	九〇								一
水石等ヲ道路ニ堆積シテ防圍ヲ設ケス或ハ標識ノ附設ヲ怠ル	三三	三三								一
瓦礫ヲ道路家庭園圃ニ投擲ス	九	三三								一

違 警 罪 目	件	人	無	有	十以上十一日以下	六日以上	五日以下	十日以上	四十日以下	四十日以下
倉敷ノ死屍ヲ道路ニ棄擲シ或ハ取除カス	一〇	一〇								七
汚穢物ヲ道路家庭園圃ニ投擲ス	五七	六〇								一一
葬祭ノ規則ニ違背シテ工前ノ祭ヲ爲ス	一	一								一
醫師總理事故ナクシテ急病人ノ招ニ應ゼ	七	七								二
死亡ノ申告ヲ爲サスレテ埋葬ス	三三	三三								二
流言浮説ヲ爲シテ人ヲ誑惑ス	二	二								一
妄ニ吉凶禍福ヲ説キ或ハ祈禱符咒等ヲ爲シテ人ヲ惑ハシテ利ヲ圖ル	一九	二〇								三
私有地外ニ濫リニ家屋牆壁ヲ設ケ或ハ軒楹ヲ出ス	一九	一九								三
官許ヲ得スレテ路傍或ハ河岸等ニ床店ヲ開ク	一	一								一
路上ノ柱木市街ノ常燈及厨場等ヲ毀損ス	一	一								一
道路橋樑其他ノ場所ニ標示シタル通行禁止及持渡標ノ類ヲ毀損汚損ス	一	一								一
渡船橋樑其他ノ場所ニ於テ定額以上ノ通行額ヲ取リ或ハ故ナク通行ヲ妨ク	三	三								一
渡船橋樑其他通行額ヲ拂フ可キ場所ニ於テ其定額ヲ出サスレテ通行ス	一七	一七								一
路上ニ於テ賭博ニ類スル遊樂ヲ爲ス	三三	三三								一
官許ヲ得スレテ劇場其他觀物場ヲ開キ及其規則ニ違背ス	七	七								一



前 承

違 警 罪 目	件 数	人 員	言		渡 區				科 分		
			無 罪	免 訴	十 以 十 二 日 上 日	十 以 六 日 上 日	五 以 一 日 上 日	以 壹 上 以 壹 下	以 壹 上 以 壹 下		
遊樂下水ヲ遊損レ成ハ官署ノ督促ヲ受ケテ テ湖沼下水ヲ浚ハス	三八	三九									三九
制止ヲ背セシメテ路傍ニ食物其他ノ商品 ヲ羅列ス	三六	三九									三六
官許ヲ得スレテ歌類ヲ官有地ニ放チ或ハ 收蓄ス	三三	三九									三三
身體ニ刺文ヲ爲シ及之ヲ漂トス	四三	四三									四三
他人ノ繫キタル牛馬其他ノ獸類ヲ解放ス	三	三									三
他人ノ繫キタル舟筏ヲ解放ス	九	三									九
稲稈成ハ堤防ノ害ト爲ル可キ場所ニ舟筏 ヲ繫ク	三〇	三〇									三〇
牛馬猪車其他物件ヲ道路ニ横タヘ或ハ水 石薪炭等ヲ堆積シテ行人ノ妨害ヲ爲ス	二九	三〇									二九
車馬ヲ並ヘ牽テ行人ノ妨害ヲ爲ス	六八	六九									六八
水路ニ於テ舟ヲ並ヘ通航ノ妨害ヲ爲ス	二七	二九									二七
氷雪塵介等ヲ路上ニ投棄ス	一〇	一〇									一〇
官署ノ督促ヲ受ケテ道路ノ掃除ヲ爲サス	二六	二六									二六

各 地 方 違 罪	件 数	人 員	言		渡 區				科 分		
			無 罪	免 訴	十 以 十 二 日 上 日	十 以 六 日 上 日	五 以 一 日 上 日	以 壹 上 以 壹 下	以 壹 上 以 壹 下		
制止ヲ背セシメテ路上ニ遊戯ヲ爲シ行人 ノ妨害ヲ爲ス	三	三									三
牛馬ヲ牽キ或ハ繫クヲ忍カセニテ行 入ノ妨害ヲ爲ス	二二	二二									二二
出入ヲ禁止シタル場所ニ濫リニ出入ス	三	三									三
通行禁止ノ標示ヲ犯シテ通行ス	一七	一七									一七
道路ニ於テ放牧高聲ヲ發シテ制止ヲ背セ ス	五九	五九									五九
路旁レテ路上ニ喧嘩レ成ハ呼聲	一八	一八									一八
路上ノ常燈ヲ消ス	三	三									三
人家ノ圍壁ニ貼紙及標書ス	九七	一〇一									九七
邸宅ノ番號標札招牌或ハ他家賣家ノ貼紙 其他報告ノ標標等ヲ毀損ス	一	一									一
他人ノ田野園圃ニ於テ菜葉ヲ採食レ成ハ 花卉ヲ採折ス	一三	一三									一三
公園ノ規則ヲ犯ス	九六	九六									九六
道路ナキ他人ノ田圃ヲ通行レ成ハ牛馬ヲ 牽入ル	三〇	三〇									三〇
各 地 方 違 罪	一一七〇	一一七〇									一一七〇



表八十四第部三第  
分區渡言ルズ對ニ條各ノ犯違則規諸ル係ニ決申

諸規則違犯	件數		人員		無罪	言	拘留			區		料	
	數	人員	無罪	言			十以上十二日	六日以上	一日以上	五以上	科	料	
地租條例	二	二	二	二									
烟草稅則	七	七	七	七									
菓子稅則	三	三	三	三									
鹽子稅則	三	三	三	三									
稅證印章稅則	一	一	一	一									
振稅規則	一	一	一	一									
車稅規則	二	二	二	二									
所得稅法	二	二	二	二									

憲兵司令部		以上函館控訴院管内ノ合計	
東京	七	六	一
大阪	八	七	一
京都	四	三	一
廣島	二	一	一
熊本	二	一	一
總計	二三	二一	二

前承

廳名	件數	人員		計	無罪	言	拘留			區		料	
		男	女				十以上十二日	六日以上	一日以上	五以上	科	料	
鳥取縣	一〇六七	九一七	一五〇	一〇六七	五								
長崎縣	七二六六	六三二五	九四一	七二六六	四								
佐賀縣	七三三三	六三九五	九三八八	七三三三	四								
福岡縣	一六〇三	一四五九	一四八〇	一六〇三	六								
熊本縣	五〇八八	四七五七	四八八八	五〇八八	六								
鹿兒島縣	一〇一〇	九八七	一〇〇〇	一〇一〇	七								
宮崎縣	一〇一三	九八七	一〇〇〇	一〇一三	七								
大分縣	一〇一〇	九八七	一〇〇〇	一〇一〇	七								
山口縣	一〇一〇	九八七	一〇〇〇	一〇一〇	七								
石川縣	一〇一〇	九八七	一〇〇〇	一〇一〇	七								
福井縣	一〇一〇	九八七	一〇〇〇	一〇一〇	七								
山梨縣	一〇一〇	九八七	一〇〇〇	一〇一〇	七								
長野縣	一〇一〇	九八七	一〇〇〇	一〇一〇	七								
青森縣	一〇一〇	九八七	一〇〇〇	一〇一〇	七								
北海	一〇一〇	九八七	一〇〇〇	一〇一〇	七								

表九十四第部三第  
分區渡言ルス對二廳各

廳名	件數		人員		言		初		料	
	男	女	男	女	罪	免	十日以上	五日以上	以上	以下
警視廳	17,000	11,000	1,000	1,000	1	1			100	200
神奈川縣	7,000	4,000	1,000	1,000	1	1			100	200
茨城縣	5,000	3,000	1,000	1,000	1	1			100	200
栃木縣	4,000	2,000	1,000	1,000	1	1			100	200
群馬縣	3,000	2,000	1,000	1,000	1	1			100	200
合計	36,000	23,000	5,000	5,000	5	5			500	1,000

項目	男	女	合計
銃砲取締規則	11	1	12
狩獵規則	11	1	12
戶籍法	11	1	12
豫戒令	3	1	4
費者自用者ニ於テ無印紙ノ費者ヲ買受讓受預置又ハ所持ス	1	1	2
合計	37	5	42

前承

諸規則違反	件數		人員		言		初		料	
	男	女	男	女	罪	免	十日以上	五日以上	以上	以下
郵便條例	1	1	1	1	1	1			100	200
電信條例	1	1	1	1	1	1			100	200
雜品帶茶並雜品取扱規則	1	1	1	1	1	1			100	200
傳染病預防規則	1	1	1	1	1	1			100	200
飲醫免許規則	1	1	1	1	1	1			100	200
抽籤規則	1	1	1	1	1	1			100	200
墓地及埋葬取締規則	1	1	1	1	1	1			100	200
古物前取締條例	1	1	1	1	1	1			100	200
鑛業條例	1	1	1	1	1	1			100	200
徵兵事務條例	1	1	1	1	1	1			100	200
陸軍豫備隊備下士卒卒服役條例	1	1	1	1	1	1			100	200
陸軍醫務條例	1	1	1	1	1	1			100	200
陸地測量條例	1	1	1	1	1	1			100	200
火藥取締條例	1	1	1	1	1	1			100	200

前 承

廳 名	件 數		人 員		言 語		渡 區			科 分	
	男	女	計	無	罪	免	構			科	
							十以十一 二日上日	十以六 日上日	五以一 日上日	以 上	以 下
靜岡縣	20	23	43	5	—	38	—	—	—	—	38
山梨縣	32	29	61	—	—	61	—	—	—	—	61
長野縣	30	27	57	—	—	57	—	—	—	—	57
新潟縣	35	28	63	—	—	63	—	—	—	—	63
東京府	200	189	389	—	—	389	—	—	—	—	389
大阪府	238	217	455	—	—	455	—	—	—	—	455
奈良縣	115	101	216	—	—	216	—	—	—	—	216
兵庫縣	225	196	421	—	—	421	—	—	—	—	421
岡山縣	131	113	244	—	—	244	—	—	—	—	244
滋賀縣	230	194	424	—	—	424	—	—	—	—	424
福岡縣	391	354	745	—	—	745	—	—	—	—	745
石川縣	108	95	203	—	—	203	—	—	—	—	203
富山縣	124	107	231	—	—	231	—	—	—	—	231
和歌山縣	115	101	216	—	—	216	—	—	—	—	216
德島縣	117	101	218	—	—	218	—	—	—	—	218
高知縣	101	87	188	—	—	188	—	—	—	—	188
愛媛縣	100	87	187	—	—	187	—	—	—	—	187
香川縣	100	87	187	—	—	187	—	—	—	—	187

三八〇

廳 名	件 數		人 員		言 語		渡 區			科 分	
	男	女	計	無	罪	免	構			科	
							十以十一 二日上日	十以六 日上日	五以一 日上日	以 上	以 下
愛知縣	111	98	209	—	—	209	—	—	—	—	209
三重縣	111	98	209	—	—	209	—	—	—	—	209
岐阜縣	111	98	209	—	—	209	—	—	—	—	209
廣島縣	111	98	209	—	—	209	—	—	—	—	209
山梨縣	111	98	209	—	—	209	—	—	—	—	209
島根縣	111	98	209	—	—	209	—	—	—	—	209
鳥取縣	111	98	209	—	—	209	—	—	—	—	209
以上廣島縣 島根縣 鳥取縣 合計	1011	900	1911	—	—	1911	—	—	—	—	1911
佐賀縣	111	98	209	—	—	209	—	—	—	—	209
福岡縣	111	98	209	—	—	209	—	—	—	—	209
熊本縣	111	98	209	—	—	209	—	—	—	—	209
鹿兒島縣	111	98	209	—	—	209	—	—	—	—	209
宮崎縣	111	98	209	—	—	209	—	—	—	—	209
沖繩縣	111	98	209	—	—	209	—	—	—	—	209
以上長崎縣 佐賀縣 熊本縣 鹿兒島縣 宮崎縣 沖繩縣 合計	306	275	581	—	—	581	—	—	—	—	581
官廳	111	98	209	—	—	209	—	—	—	—	209
福島縣	111	98	209	—	—	209	—	—	—	—	209
山形縣	111	98	209	—	—	209	—	—	—	—	209
岩手縣	111	98	209	—	—	209	—	—	—	—	209

三八一

表十五第部三第  
分區渡言ルス對ニ名罪ル係ニ判裁府關及府對ノ罪

罪目	件數		人員		對席	對關	言渡區分		減
	前年	本年	前年	本年			無罪	拘留	
密ニ賣渡ヲ爲シ或ハ其媒合容止ヲ爲ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1
人ノ住居セサル家屋内ニ潛伏ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1
定リタル住居ナシ平常學生ノ遊樂ナシ シテ賭方ニ徘徊ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1
遊樂場ノ犯人ヲ曲庇スル爲メ偽證ヲ爲ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1
人家ノ近傍或ハ山林田野ニ於テ強リニ 火ヲ焚ク	1	1	1	1	1	1	1	1	1
健康ヲ保護スル爲メ設ケタル規則或ハ 傳染病預防規則ニ違背ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1
路上ニ於テ火其他ノ器物ヲ燃シ或ハ驚 走セシム	1	1	1	1	1	1	1	1	1
發狂人ノ看守ヲ怠リ路上ニ徘徊セシム	1	1	1	1	1	1	1	1	1
狂犬猛獸等ノ無領ヲ怠リ路上ニ放ツ	1	1	1	1	1	1	1	1	1
發狂人ノ檢視ヲ受ケズシテ理解ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1
公然人ヲ罵詈訶昇ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1
濫リニ車馬ヲ疾驅シテ行人ノ妨害ヲ爲ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1
凡庸ヲ道路家屋周圍ニ投擲ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1
汚穢物ヲ道路家屋周圍ニ投擲ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1
警察ノ規則ニ違背シテ工前ノ帯ヲ爲ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1
醫師總理事故ナシシテ患者ノ招キニ 應セズ	1	1	1	1	1	1	1	1	1
流言浮説ヲ爲シテ人ヲ誑惑ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1
淫ニ奇函稱福ヲ説キ或ハ祈禱符咒等ヲ 爲シテ人ヲ惑ハシテ利ヲ圖ル	1	1	1	1	1	1	1	1	1

警違式正

違警罪目	件數		人員		對席	對關	言渡區分		減
	前年	本年	前年	本年			無罪	拘留	
官許ヲ得ズシテ烟火ヲ製造シ或ハ販賣 ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1
人家細部ノ場所ニ於テ濫リニ烟火其他 火器ヲ玩フ	1	1	1	1	1	1	1	1	1
蒸氣鍋機其他知能火電ヲ違背修理シ及 掃除スル規則ニ違背ス	1	1	1	1	1	1	1	1	1
人ヲ毆打シテ創傷疾病ニ至ラス	1	1	1	1	1	1	1	1	1

前承

廳名	件數	人員		無罪	免訴	拘留			科罰
		男	女			十日以上	六日以上	一日以上	
秋田縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1
以上官城控前院管内ノ合計	1	1	1	1	1	1	1	1	1
青森縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1
北海廳	1	1	1	1	1	1	1	1	1
以上函館控前院管内ノ合計	1	1	1	1	1	1	1	1	1
憲兵司令部	1	1	1	1	1	1	1	1	1
總計	1	1	1	1	1	1	1	1	1

表一十五第部三第

分區渡言ルス對二廳各

廳名	件數		人員		對開計	言渡區分		減消
	前年	本年	前年	本年		無拘留	有拘留	
東京芝	1	8	1	9	1	8	1	8
東京下谷	1	3	1	3	1	3	1	3
横濱	3	10	3	10	3	10	3	10
横濱小田原	1	1	1	1	1	1	1	1
千葉松戸	2	2	2	2	2	2	2	2
千葉一宮本郷	2	2	2	2	2	2	2	2
千葉水戸	2	2	2	2	2	2	2	2
千葉北條	2	2	2	2	2	2	2	2
水戸太田	2	2	2	2	2	2	2	2
宇都宮野野	2	2	2	2	2	2	2	2
前橋高崎	2	2	2	2	2	2	2	2
前橋富岡	2	2	2	2	2	2	2	2
甲府	2	2	2	2	2	2	2	2
甲府谷村	2	2	2	2	2	2	2	2
合計	10	33	10	33	10	33	10	33

前承

違警罪目	件數		人員		對開計	言渡區分		減消
	前年	本年	前年	本年		無拘留	有拘留	
路上ニ於テ賭博ニ類スル遊樂ヲ爲ス	1	1	1	1	1	1	1	1
官許ヲ得スルテ賭博其他物ヲ賭キ	1	1	1	1	1	1	1	1
及其規則ニ違背ス	1	1	1	1	1	1	1	1
水路ニ於テ舟ヲ並ヘ通航ノ妨害ヲ爲ス	1	1	1	1	1	1	1	1
水路ニ於テテカト並ヘ通航ノ妨害ヲ爲ス	1	1	1	1	1	1	1	1
通行禁止ノ指示ヲ犯シテ通行ス	1	1	1	1	1	1	1	1
道路ニ於テテカト並ヘ通行禁止ヲ背	1	1	1	1	1	1	1	1
セス	1	1	1	1	1	1	1	1
配所ノ路上ニ喧嘩シ成ハ醉臥ス	1	1	1	1	1	1	1	1
人家ノ牆壁ニ貼紙及雜書ス	1	1	1	1	1	1	1	1
邸宅ノ容貌標札招牌成ハ他家賣家ノ貼	1	1	1	1	1	1	1	1
紙其他標札標多ク設置ス	1	1	1	1	1	1	1	1
道路ヲ他人ノ田圃ヲ通行シ成ハ牛馬	1	1	1	1	1	1	1	1
ヲ牽入ル	1	1	1	1	1	1	1	1
各地方違警罪	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	10	33	10	33	10	33	10	33
男總計	10	33	10	33	10	33	10	33
女	0	0	0	0	0	0	0	0

前 承

廳 名	<p>神 奈 大 京 新 長</p> <p>戶 良 阪 都 瀨 野</p> <p>村 社 洲 明 伊 神 五 天 大 京 赤 柏 新 岩 上 飯 大 長</p> <p>岡 本 石 丹 戶 條 王 阪 都 魚 崎 瀨 村 田 田 町 野</p> <p>區 區</p>											
	件 數		<p>年 前</p> <p>年 本</p> <p>計</p>									
人 員	前 年		<p>男</p> <p>女</p>									
	本 年		<p>男</p> <p>女</p> <p>計</p>									
對 照	<p>席</p> <p>席</p> <p>計</p>										對 照	
	<p>計</p>											
言 渡 區 分	<p>無 拘</p> <p>十 以 上</p> <p>十 以 下</p> <p>十 以 上</p> <p>十 以 下</p>											
	<p>以 上</p> <p>以 下</p>											
<p>減 消</p>												

廳 名	<p>高 松 高 德 寄 金 福 大 岡</p> <p>松 山 知 島 山 澤 井 津 山</p> <p>宇 今 大 松 高 脇 德 高 寄 金 小 福 彦 大 玉 岡</p> <p>和 治 洲 山 知 町 島 岡 山 澤 濱 井 根 津 島 山</p> <p>區 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區</p>												
	<p>年 前</p> <p>年 本</p> <p>計</p>												
人 員	<p>男</p> <p>女</p>												
	<p>男</p> <p>女</p> <p>計</p>												
對 照	<p>席</p> <p>席</p> <p>計</p>												
	<p>計</p>												
言 渡 區 分	<p>無 拘</p> <p>十 以 上</p> <p>十 以 下</p> <p>十 以 上</p> <p>十 以 下</p>												
	<p>以 上</p> <p>以 下</p>												
<p>減 消</p>													







前 承

廳名	件數		人員		對 席	對 席	計	言渡區分	
	前 年	本 年	前 年	本 年				無 罪	科 料
長野(飯山)區	三	三	男	三	三	三	三	三	三
以上東京控訴院管内ノ合計	三	三	女	三	三	三	三	三	三
福井(小濱)區	三	三	男	三	三	三	三	三	三
以上大阪控訴院管内ノ合計	三	三	女	三	三	三	三	三	三
金澤(金澤)區	三	三	男	三	三	三	三	三	三
以上大阪控訴院管内ノ合計	三	三	女	三	三	三	三	三	三
廣島(廣島)區	三	三	男	三	三	三	三	三	三
以上廣島控訴院管内	三	三	女	三	三	三	三	三	三
大分(津)區	三	三	男	三	三	三	三	三	三
熊本(鹿)區	三	三	女	三	三	三	三	三	三
鹿兒島(知覽)區	三	三	男	三	三	三	三	三	三
以上長崎控訴院管内ノ合計	三	三	女	三	三	三	三	三	三
仙臺(石巻)區	三	三	男	三	三	三	三	三	三
以上宮城控訴院管内	三	三	女	三	三	三	三	三	三
總計	一九	一九	男	一九	一九	一九	一九	一九	一九
	二〇	二〇	女	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇

號甲録附部三第

(一)件各判裁ノ事領在駐海上國清

輕 罪	本年受理		言渡區分
	件數	人員	
人ヲ毆打刺傷ス 人ノ器物ヲ毀棄ス	二	二	罰金 或 拘留
合計	二	二	

號甲録附部三第

(二)件各判裁ノ事領在駐海上國清

諸規則違反	本年受理		言渡區分
	件數	人員	
清國及朝鮮國在留日本人取締規則	一	一	罰金 或 拘留
合計	一	一	

號甲録附部三第

(三)件各判裁ノ事領在駐海上國清

違 警 罪	本年受理		言渡區分
	件數	人員	
人ヲ毆打シテ刺傷疾病ニ至ラス 或 配付シテ路上ニ喧嘩シ或ハ醉臥ス 上海地方定規ヲ犯ス	七	七	拘留 或 罰金 或 科料
合計	七	七	

號乙録附部三第

(一)件各判裁ノ事領在駐港各國鮮朝

輕罪	本年受理		言渡區分		附加	
	件數	人員	無罪	重禁錮 罰金 拘留	消滅	附加
已決ノ囚徒逃走ス	0	0	0	0	0	0
看守及護送者懈怠ニ因リ囚徒ノ逃走ヲ 豫ラス	0	0	0	0	0	0
監視ニ附セラレタル者其規則ニ違背ス 夜間故ナク人ノ住居シタル邸宅及人ノ 看守スル建造物ニ入ル	0	0	0	0	0	0
他人ノ印章ヲ盗用ス	0	0	0	0	0	0
財物ヲ賭シ現ニ博奕ヲ爲シ及其情ヲ知 テ房屋ヲ給與ス	0	0	0	0	0	0
人ヲ毆打創傷ス	0	0	0	0	0	0
二十歳ニ滿サル幼者ヲ略取或ハ誘拐ス	0	0	0	0	0	0
姦通	0	0	0	0	0	0
人ノ所有物ヲ竊取ス	0	0	0	0	0	0
人ヲ欺罔シ及恐喝シテ財物或ハ證券類 ヲ取得ス	0	0	0	0	0	0
人ノ器物ヲ毀棄ス	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
男	0	0	0	0	0	0
女	0	0	0	0	0	0
男	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
男	0	0	0	0	0	0
女	0	0	0	0	0	0

號乙録附部三第

(二)件各判裁ノ事領在駐港各國鮮朝

諸規則違反	本年受理		言渡區分		附加	
	件數	人員	無罪	重禁錮 罰金 拘留	消滅	附加
警屋取締條例	0	0	0	0	0	0
當該賣買ノ牙係幫助ヲ爲シ及購買 ス	0	0	0	0	0	0
日韓貿易規則	0	0	0	0	0	0
日本人行規程	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
男	0	0	0	0	0	0
女	0	0	0	0	0	0
男	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
男	0	0	0	0	0	0
女	0	0	0	0	0	0

號乙録附部三第

(三)件各判裁ノ事領在駐港各國鮮朝

違警罪	本年受理		言渡區分	
	件數	人員	拘留	罰金
人家細密ノ場所ニ於テ濫リニ烟火其他火 器ヲ玩フ	0	0	0	0
人ヲ毆打シテ創傷或病ニ至ラス	0	0	0	0
密ニ賣淫ヲ爲シ或ハ其媒合容止ヲ爲ス	0	0	0	0
密ニ凶器ヲ賣シ或ハ新造符咒ヲ爲 シ人ヲ惑シテ利ヲ圖ル	0	0	0	0
牛馬猪車其他ノ物件ヲ道路ニ横テ或ハ 木石薪炭等ヲ堆積シテ行人ノ妨害ヲ爲ス	0	0	0	0
邸町ノ路上ニ空票ヲ或ハ醉卧ス	0	0	0	0
合計	0	0	0	0
男	0	0	0	0
女	0	0	0	0
男	0	0	0	0
合計	0	0	0	0
男	0	0	0	0
女	0	0	0	0

表四十五第款一第部四第  
分處ノ事檢ルス對ニ廳各

廳名	受審		受審件數		終局件數		中止未
	受直	計	受審	計	受審	計	
東京地方法	100	100	100	100	100	100	100
芝罘區	100	100	100	100	100	100	100
下谷區	100	100	100	100	100	100	100
本所區	100	100	100	100	100	100	100
王子區	100	100	100	100	100	100	100
八王子區	100	100	100	100	100	100	100
横濱區	100	100	100	100	100	100	100
小田原區	100	100	100	100	100	100	100
八王子區	100	100	100	100	100	100	100
地味區	100	100	100	100	100	100	100
八日市場支	100	100	100	100	100	100	100
水更津支	100	100	100	100	100	100	100
千葉區	100	100	100	100	100	100	100
松戸區	100	100	100	100	100	100	100
一宮區	100	100	100	100	100	100	100
八日市場區	100	100	100	100	100	100	100
計	100	100	100	100	100	100	100

三九七

前承

違警罪	本年受理		言渡區分	
	件數	人員	拘留	
			六日以上	五日以下
他人ノ田野園圃ニ於テ菜菓ヲ採食シ或ハ花并ヲ採折ス	1	1	0	1
朝鮮國地方定規ヲ犯ス	1	1	0	1
合計	2	2	0	2
男	1	1	0	1
女	1	1	0	1
計	2	2	0	2

三九六



前承

廳名	受理件數		終局件數	
	受	直	計	計
掛川	1	0	1	0
沼津	1	0	1	0
地	1	0	1	0
谷	1	0	1	0
甲府	1	0	1	0
鵜澤	1	0	1	0
松本	1	0	1	0
飯田	1	0	1	0
長野	1	0	1	0
上野	1	0	1	0
飯山	1	0	1	0
松本	1	0	1	0
大町	1	0	1	0
碓氷	1	0	1	0
伊那	1	0	1	0
那	1	0	1	0
計	15	0	15	0
止	15	0	15	0
局終	15	0	15	0
未	0	0	0	0

廳名	受理件數		終局件數	
	受	直	計	計
上野	1	0	1	0
岩村	1	0	1	0
地	1	0	1	0
新發田	1	0	1	0
長岡	1	0	1	0
高田	1	0	1	0
相模	1	0	1	0
新潟	1	0	1	0
三條	1	0	1	0
新潟	1	0	1	0
村上	1	0	1	0
長岡	1	0	1	0
柏崎	1	0	1	0
六日町	1	0	1	0
高田	1	0	1	0
糸魚川	1	0	1	0
相模	1	0	1	0
以上東京管轄管内、合計	15	0	15	0
地	1	0	1	0
官津支	1	0	1	0
京都	1	0	1	0
伏見	1	0	1	0
園部	1	0	1	0
計	15	0	15	0
止	15	0	15	0
局終	15	0	15	0
未	0	0	0	0

101

四〇〇







岐阜		安濃津		名古屋		名		一		名		岡		地							
大垣	八幡	岐山	高橋	地本	木田	上野	龜山	四日市	松坂	安濃津	山田	四日市	地橋	豊橋	西尾	岡崎	半田	一宮	名古屋	岡崎	地部
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

四六

前 承

高松		松山		高知		中		高		安		須		赤		須		赤		安		高		中		廳	
北	三	高	北	地	宗	今	西	大	松	宇	地	中	須	赤	安	高	中	高	安	須	赤	安	高	中	廳	名	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

四六

前承

廳名		以上各府縣廳管内合計																		
		赤松	船木	地瀨	濱田	松江	今市	濱田	大森	西郷	米地	鳥取	倉吉	米子	地瀨	平戸	福江	嚴原	長崎	
受																				
道																				
支																				
部																				
方																				
計																				
受																				
道																				
支																				
部																				
方																				
計																				

廳名		以上各府縣廳管内合計																		
		赤松	船木	地瀨	濱田	松江	今市	濱田	大森	西郷	米地	鳥取	倉吉	米子	地瀨	平戸	福江	嚴原	長崎	
受																				
道																				
支																				
部																				
方																				
計																				
受																				
道																				
支																				
部																				
方																				
計																				

四〇九

四〇八



前 承

廳 名	受 蓄	受 理 件 數		終 局 件 數		止 中 局 終 未
		計	別 項	計	別 項	
大 地	100	100	100	100	100	100
鹿 兒 島	100	100	100	100	100	100
知 屋 覧	100	100	100	100	100	100
鹿 引	100	100	100	100	100	100
大 水	100	100	100	100	100	100
地 島	100	100	100	100	100	100
延 岡	100	100	100	100	100	100
宮 肥 崎	100	100	100	100	100	100
都 城	100	100	100	100	100	100
高 延 岡	100	100	100	100	100	100
那 地 高 延 岡	100	100	100	100	100	100
那 壱 那 壱	100	100	100	100	100	100
以上 及 時 被 前 院 内 ノ 合 計	100	100	100	100	100	100

山 形	鶴 岡 支	酒 田 支	米 沢 支	地 方	福 島				仙 臺																				
					若 松 區	平 河 支 部	白 河 支 部	中 村 區	郡 山 區	福 島 區	若 松 支 部	平 支 部	白 支 部	地 方	氣 仙 沼 區	登 米 區	古 川 區	石 巻 區	大 河 原 區	仙 臺 區	古 川 支 部								
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100



表五十五第款一第部四第  
分處ノ事判審豫ル対ニ廳各

新潟	長野	甲府	静岡	前橋	浦和	宇都宮	水戸	千葉												
高田支部	長岡支部	新潟支部	地味支部	上田支部	飯田支部	松本支部	地味支部	府中支部	濱松支部	静岡支部	高崎支部	前橋支部	熊谷支部	浦和支部	木更津支部	宇都宮支部	水戸支部	千葉支部	八日市場支部	
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

前承

廳名	受理				終局				未終局			
	受	新	計	員	受	新	計	員	受	新	計	員
根室	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
釧路	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
北海	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
東京	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
東横	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

一本表記載之外小笠原島廳取扱ニ係ルモノ十四件アリ  
一本表舊受件数ト前年表未終局件数ト符合セサルハ前年ノ材料ニ誤認アリ其訂正申出タルニ依ル以下  
六部ニ至ル各表亦同シ

廳名	受審件		受理員		終結		消滅		中止		未結			
	件	新	員	新	人	件	人	件	人	件	人	件	人	
														計
京都	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
大阪	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0
奈良	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0
神戶	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0
岡山	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0
大津	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0
福井	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0
金澤	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0
相川支部	9	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9	0
京都府	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
大阪府	11	0	11	0	11	0	11	0	11	0	11	0	11	0
奈良府	12	0	12	0	12	0	12	0	12	0	12	0	12	0
神戶市	13	0	13	0	13	0	13	0	13	0	13	0	13	0
岡山市	14	0	14	0	14	0	14	0	14	0	14	0	14	0
大津市	15	0	15	0	15	0	15	0	15	0	15	0	15	0
福井県	16	0	16	0	16	0	16	0	16	0	16	0	16	0
金澤市	17	0	17	0	17	0	17	0	17	0	17	0	17	0
合計	18	0	18	0	18	0	18	0	18	0	18	0	18	0

廳名	受審件		受理員		終結		消滅		中止		未結			
	件	新	員	新	人	件	人	件	人	件	人	件	人	
														計
京都	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
大阪	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0
奈良	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0
神戶	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0
岡山	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0
大津	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0
福井	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0
金澤	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0
相川支部	9	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9	0
京都府	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
大阪府	11	0	11	0	11	0	11	0	11	0	11	0	11	0
奈良府	12	0	12	0	12	0	12	0	12	0	12	0	12	0
神戶市	13	0	13	0	13	0	13	0	13	0	13	0	13	0
岡山市	14	0	14	0	14	0	14	0	14	0	14	0	14	0
大津市	15	0	15	0	15	0	15	0	15	0	15	0	15	0
福井県	16	0	16	0	16	0	16	0	16	0	16	0	16	0
金澤市	17	0	17	0	17	0	17	0	17	0	17	0	17	0
合計	18	0	18	0	18	0	18	0	18	0	18	0	18	0



前承

廳名	受		理		終		結		消減		中止		未終結	
	件	員	件	員	件	員	件	員	件	員	件	員	件	員
宮崎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿兒島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
熊本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大分	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
佐賀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長崎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
島取	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
以上廣島縣管内、合計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

廳名	受		理		終		結		消減		中止		未終結	
	件	員	件	員	件	員	件	員	件	員	件	員	件	員
那覇	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
仙臺	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
盛岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
秋田	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
以上宮城縣管内、合計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
青森	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
函館	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
札幌	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

表六十五第款一第部  
分區ルタシ爲ヲ渡言ノ訴免事判審豫

神 戸	奈 良	大 阪	京 都	以上東京控訴院管内ノ合計	新 潟	長 野	甲 府	靜 岡	前 橋	浦 和					
姫洲地	地	良	阪	宮地	相川	高田	長岡	新發田	地	上飯田	松本	府地	濱松	高崎	熊谷
路本	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部

  

八五	一六五	三三三	一五三	五三三	八〇	四一六	四六四	三三	一〇九	五八	六二	二二六	二五	八三	二五五	三四六	二五五	二二	一六四	三二	一七六	二二	一〇五	三二
一〇	九	二九	二	四〇	八	二〇	二五	二	八	一	二八	六	四	四	五	六	六	三	八	一	二	二	六	四

四三三

四第  
ルス對ニ廳各

宇 都 宮	水 戸	千 葉	横 濱	東 京	廳 名
枡地	下土地	木八地	八地	京地	
水支	妻浦支	更津支	日市場支	王子支	
部	部	部	部	部	

  

二二	一六二	九	二二	一九三	七二	一〇六	一三三	二二八	四八二

前 承

以上函館控訴院管内ノ合計 總計	廳 名		受 審 件 數	受 審 人 員	結 算 人 員	消 滅 中 止 未 終 結
	受 審 件 數	受 審 人 員	結 算 人 員	消 滅 中 止 未 終 結	消 滅 中 止 未 終 結	消 滅 中 止 未 終 結
	受 審 件 數	受 審 人 員	結 算 人 員	消 滅 中 止 未 終 結	消 滅 中 止 未 終 結	消 滅 中 止 未 終 結
	受 審 件 數	受 審 人 員	結 算 人 員	消 滅 中 止 未 終 結	消 滅 中 止 未 終 結	消 滅 中 止 未 終 結
	受 審 件 數	受 審 人 員	結 算 人 員	消 滅 中 止 未 終 結	消 滅 中 止 未 終 結	消 滅 中 止 未 終 結
	受 審 件 數	受 審 人 員	結 算 人 員	消 滅 中 止 未 終 結	消 滅 中 止 未 終 結	消 滅 中 止 未 終 結

四三三

前 承

廳 名										豫 審 判 事 ノ 言 渡 タ ル 免 訴 人 員		免 訴 人 員 ノ 内								
高 松	高 知	德 島	和 歌 山	富 山	金 澤	福 井	大 津	岡 山	豊 岡	ス 分 證 證 憑 充	ナ 件 被 告 罪	効 時	シ 判 確 定	赦 大	免 罪 於 法 律 全 其 二	兼 辦 二 付 告 罪	計	モ セ 拘 留	ノ レ 拘 留	ノ サ ル モ
山 地	中 地	脇 地	田 地	山 地	七 地	小 地	彦 地	津 地	豊 岡 支	77	19	1	1	1	1	1	77	2	1	1
宇 和 島 支	村 支	町 支	邊 支	尾 支	尾 支	濱 支	根 支	山 支	岡 支	118	9	8	1	1	1	1	118	1	1	1
方 部	方 部	方 部	方 部	方 部	方 部	方 部	方 部	方 部	方 部	118	9	8	1	1	1	1	118	1	1	1
118	19	387	28	28	28	28	28	28	28	118	9	8	1	1	1	1	118	1	1	1

廳 名										豫 審 判 事 ノ 言 渡 タ ル 免 訴 人 員		免 訴 人 員 ノ 内										
福 岡	佐 賀	長 崎	以上 廣 島 縣 管 内 ノ 合 計	島 取	松 江	山 口	廣 島	岐 阜	安 濃 津 地	名古屋	以上 大 阪 府 管 内 ノ 合 計	ス 分 證 證 憑 充	ナ 件 被 告 罪	効 時	シ 判 確 定	赦 大	免 罪 於 法 律 全 其 二	兼 辦 二 付 告 罪	計	モ セ 拘 留	ノ レ 拘 留	ノ サ ル モ
久 留 米 支	地 支	原 支	平 支	米 子 支	西 郷 支	赤 間 支	尾 道 支	早 地	津 地	岡 崎 支	合 計	77	19	1	1	1	1	1	77	2	1	1
方 部	方 部	方 部	方 部	方 部	方 部	方 部	方 部	方 部	方 部	方 部	方 部	118	9	8	1	1	1	1	118	1	1	1
104	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	118	9	8	1	1	1	1	118	1	1	1

前 承

廳 名	豫審判事ノ言渡タル免訴人員		免訴人員ノ内	
	分ナラ	證憑充	拘	免
小倉支	七	七	七	三
津中地	九	九	九	九
熊本	二	二	二	二
鹿兒島	二	二	二	二
宮崎	三	三	三	三
那覇	三	三	三	三
仙臺	三	三	三	三
福島	三	三	三	三
山形	九	九	九	九
計	二二	二二	二二	二二

廳 名	豫審判事ノ言渡タル免訴人員		免訴人員ノ内	
	分ナラ	證憑充	拘	免
鶴岡支	一	一	一	一
盛岡	二	二	二	二
秋田	三	三	三	三
青森	三	三	三	三
函館	七	七	七	七
札幌	一六	一六	一六	一六
根室	一	一	一	一
以上函館控訴院管内ノ合計	一七	一七	一七	一七
計	一七	一七	一七	一七



廳名	地	支	部	方
廣島	尾道支	方		
山口	赤間關支	方		
松江	濱田支	方		
松江	西郷支	方		
島取	米子支	方		
以上廣島支院管内、合計				
長崎	平戸支	方		
	福江支	方		
	嚴原支	方		
佐賀	賀地支	方		
福岡	久留米支	方		
	小倉支	方		
大分	中津支	方		
	草地支	方		
熊本	天草支	方		
鹿兒島	大島支	方		

前 承

廳名	地	支	部	方	拘留	不	留	内	所	遇	終	結	被	告	人	入	監	時	間
金澤	七尾支	方																	
富山	山邊支	方																	
和歌山	田邊支	方																	
德島	脇支	方																	
高知	中村支	方																	
松山	宇和島支	方																	
高松	松地支	方																	
以上大分支院管内、合計																			
名古屋	岡崎支	方																	
安濃	津地支	方																	
岐阜	早地支	方																	
以上名古屋支院管内、合計																			

表八十五第款一第部四第  
分區渡言ノ金罰ル係ニ廷審豫ルス對ニ廳各

廳名	犯罪ノ性質		計	罰金言渡ニ係ル金額	
	時出ス	再出ス		拾圓以上	拾圓以下
甲府地方	1	1	1	1	1
静岡府	1	1	1	1	1
長野県	1	1	1	1	1
新潟県	1	1	1	1	1
新潟県 以上東京控訴院管内ノ合計	10	10	10	10	10
廣島県	1	1	1	1	1
松山県	1	1	1	1	1
鳥取県	1	1	1	1	1
以上廣島控訴院管内ノ合計	3	3	3	3	3
佐賀地方	1	1	1	1	1
合計	21	21	21	21	21

四三三

廳名	時出ス	再出ス	計	拾圓以上	拾圓以下
青森縣	1	1	1	1	1
弘前支分部	1	1	1	1	1
八戸支分部	1	1	1	1	1
函館地方	1	1	1	1	1
札幌地方	1	1	1	1	1
根室地方	1	1	1	1	1
以上函館控訴院管内ノ合計	6	6	6	6	6
總計	27	27	27	27	27

前承

廳名	豫審中被告人所遇		豫審終結被告人入監時間	
	拘束	不拘	内以日五	内以日十
宮崎縣	1	1	1	1
那霸地方	1	1	1	1
以上長崎控訴院管内ノ合計	2	2	2	2
仙臺縣	1	1	1	1
古川支分部	1	1	1	1
福島縣	1	1	1	1
白石支分部	1	1	1	1
平河支分部	1	1	1	1
若松支分部	1	1	1	1
山形縣	1	1	1	1
米澤支分部	1	1	1	1
酒田支分部	1	1	1	1
鶴岡支分部	1	1	1	1
盛岡縣	1	1	1	1
磐井支分部	1	1	1	1
秋田縣	1	1	1	1
大曲支分部	1	1	1	1
以上宮城控訴院管内ノ合計	10	10	10	10
合計	12	12	12	12

四三三





前承

前橋				浦和				宇都宮				栃木			
地蔵	高太	中沼	前高	大地	幸越	幸越	幸越	大地	幸越	幸越	幸越	大地	幸越	幸越	幸越
岡崎	岡崎	岡崎	岡崎	岡崎	岡崎	岡崎	岡崎	岡崎	岡崎	岡崎	岡崎	岡崎	岡崎	岡崎	岡崎
方區區區	方區區區	方區區區	方區區區	方區區區	方區區區	方區區區	方區區區	方區區區	方區區區	方區區區	方區區區	方區區區	方區區區	方區區區	方區區區
八九	二四五	六七一	九一二												
六三	一八七	四五六	七四三												
五九	一七二	四三二	七一五												
三五	一四五	四二一	七〇二												
三九	一四三	三九八	六八七												
三一	一三二	三五七	六一六												
二八	一二一	三二六	五八五												
二五	一一〇	二九五	五五四												
二二	九九	二六四	五二三												
一九	八八	二三三	五〇二												
一六	七七	二〇二	四七一												
一三	六六	一七一	三九〇												
一〇	五五	一四〇	三六九												
〇七	四四	一一九	三三八												
〇四	三三	八九	三六七												
〇一	二二	六八	三五六												
〇	一一	三	二四五												
〇	〇	〇	一四四												
〇	〇	〇	一三三												
〇	〇	〇	一二二												
〇	〇	〇	一一一												
〇	〇	〇	一〇〇												
〇	〇	〇	九九												
〇	〇	〇	八八												
〇	〇	〇	七七												
〇	〇	〇	六六												
〇	〇	〇	五五												
〇	〇	〇	四四												
〇	〇	〇	三三												
〇	〇	〇	二二												
〇	〇	〇	一一												
〇	〇	〇	〇												
〇	〇	〇	〇												
〇	〇	〇	〇												
〇	〇	〇	〇												
〇	〇	〇	〇												
〇	〇	〇	〇												
〇	〇	〇	〇												
〇	〇	〇	〇												
〇	〇	〇	〇												
〇	〇	〇	〇												
〇	〇	〇	〇												

水戸				千葉				廳名				數件			
地下	龍麻	土太	水水	水水	水水	水水	水水	水水	水水	水水	水水	水水	水水	水水	水水
妻ヶ	生浦	田戸	妻浦	妻浦	妻浦	妻浦	妻浦	妻浦	妻浦	妻浦	妻浦	妻浦	妻浦	妻浦	妻浦
方區區區	方區區區	方區區區	方區區區	方區區區	方區區區	方區區區	方區區區	方區區區	方區區區	方區區區	方區區區	方區區區	方區區區	方區區區	方區區區
一四五	二五六	三六七	四七八												
二九〇	三〇一	三一二	三二三												
四三五	四四六	四五七	四六八												
六一〇	六一一	六二二	六三三												
七八五	七八六	七八七	七八八												
九〇〇	九〇一	九一二	九二三												
一〇一五	一〇一六	一〇一七	一〇一八												
一二三〇	一二三一	一二三二	一二三三												
一三四五	一三四六	一三四七	一三四八												
一五六〇	一五六一	一五六二	一五六三												
一七八五	一七八六	一七八七	一七八八												
二〇〇〇	二〇〇一	二〇〇二	二〇〇三												
二一二五	二一二六	二一二七	二一二八												
二三四〇	二三四一	二三四二	二三四三												
二五六五	二五六六	二五六七	二五六八												
二七八〇	二七八一	二七八二	二七八三												
三〇〇五	三〇〇六	三〇〇七	三〇〇八												
三一二〇	三一二一	三一二二	三一二三												
三三四五	三三四六	三三四七	三三四八												
三五六〇	三五六一	三五六二	三五六三												
三七八五	三七八六	三七八七	三七八八												
四〇〇〇	四〇〇一	四〇〇二	四〇〇三												
四一二五	四一二六	四一二七	四一二八												
四三四〇	四三四一	四三四二	四三四三												
四五六五	四五六六	四五六七	四五六八												
四七八〇	四七八一	四七八二	四七八三												
五〇〇五	五〇〇六	五〇〇七	五〇〇八												
五一二〇	五一二一	五一二二	五一二三												
五三四五	五三四六	五三四七	五三四八												
五五六〇	五五六一	五五六二	五五六三												
五七八五	五七八六	五七八七	五七八八												
六〇〇〇	六〇〇一	六〇〇二	六〇〇三												
六一二五	六一二六	六一二七	六一二八												
六三四〇	六三四一	六三四二	六三四三												
六五六五	六五六六	六五六七	六五六八												
六七八〇	六七八一	六七八二	六七八三												
七〇〇五	七〇〇六	七〇〇七	七〇〇八												
七一二〇	七一二一	七一二二	七一二三												
七三四五	七三四六	七三四七	七三四八												
七五六〇	七五六一	七五六二	七五六三												
七七八五	七七八六	七七八七	七七八八												
八〇〇〇	八〇〇一	八〇〇二	八〇〇三												
八一二五	八一二六	八一二七	八一二八												
八三四〇	八三四一	八三四二	八三四三												
八五六五	八五六六	八五六七	八五六八												
八七八〇	八七八一	八七八二	八七八三												
九〇〇五	九〇〇六	九〇〇七	九〇〇八												
九一二〇	九一二一	九一二二	九一二三												
九三四五	九三四六	九三四七	九三四八												
九五六〇	九五六一	九五六二	九五六三												
九七八五	九七八六	九七八七	九七八八												
一〇〇〇〇	一〇〇〇一	一〇〇〇二	一〇〇〇三												





前 承

和歌山		富 山				金 澤								
新御田	妙和	田地	杉高	魚富	高地	輪高	七	大	小	金	七	地	小	敦
官坊	邊寺	歌邊	木	岡津	岡	島	濱	尾	聖	松	澤	尾	濱	賀
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區
111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111

福 井		大 津					岡 山					
大武	三福	小地	彦八	水大	彦地	高勝	津	笠	玉	新	岡	
野生	國井	濱	根	櫛口	津	根	梁	山	岡	島	見	山
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區
111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111

廳 名

數 件  
 以五以一  
 内日上日  
 以十以六  
 内日上日  
 以十以十一  
 内日上日  
 以二以十六  
 内日上日  
 以一以廿一  
 内月上日  
 以二以一  
 内月上月  
 以三以二  
 内月上月  
 以六以三  
 内月上月  
 以一以六  
 内年上月  
 以 一  
 上 年  
 局 終 未



廳名		件數	時													區	分								
廳名	件數		以五以	以十以	以十五	以二十	以二十五	以三十	以三十五	以四十	以四十五	以五十	以五十五	以六十	以六十五			以七十							
廣島	三尾庄次區	1,491	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	尾道支	1,134	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	竹原支	1,024	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	廣島支	2,112	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	三尾支	1,134	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	地次支	1,134	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	以上各支計	12,710	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岐阜	高山支	1,491	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	大井支	1,134	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	八幡支	1,024	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	岐山支	2,112	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	高田支	1,134	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	地本支	1,134	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	水本支	1,134	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	山田支	2,112	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	以上各支計	12,710	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

前承

廳名		件數	時													區	分								
廳名	件數		以五以	以十以	以十五	以二十	以二十五	以三十	以三十五	以四十	以四十五	以五十	以五十五	以六十	以六十五			以七十							
鳥取	倉吉支	1,491	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	米子支	1,134	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	地郷支	1,024	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	西郷支	2,112	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	大井支	1,134	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	濱田支	1,134	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	今市支	2,112	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	水郷支	1,134	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	松江支	2,112	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	赤松支	1,134	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	山崎支	2,112	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	赤松支	1,134	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	岩國支	2,112	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	地本支	1,134	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	以上各支計	12,710	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

前 承

佐 賀															長 崎															以上廣島縣前管内ノ合計	廳 名		數 件		時 間		區 分		未 終 局																															
地	伊	唐	武	佐	地	嚴	福	武	平	島	大	長	嚴	福	平	地	米	子	區	數	件	以	五	以	一	以	十	以	六	以	十	以	五	以	一	以	十	以	六	以	一	以	廿	以	一	以	二	以	一	以	三	以	二	以	一	以	六	以	一	以	六	以	一	以	上	以	一	以	上	年

大 分															福 岡															久 留 米	廳 名		數 件		時 間		區 分		未 終 局																																		
熊	天	八	地	豆	玉	中	杵	竹	佐	白	大	中	地	行	小	柳	久	飯	甘	福	小	久	留	米	支	區	數	件	以	五	以	一	以	十	以	六	以	十	以	五	以	一	以	十	以	六	以	一	以	廿	以	一	以	二	以	一	以	三	以	二	以	一	以	六	以	一	以	上	以	一	以	上	年

前承

廳名	件數	時		間		區		分		局終未
		以五以	以十以	以十五以	以二十以	以一月以	以二月以	以六月以	以一年以	
熊本	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山宮	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高代	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
八草	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
天人	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大地	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿兒島	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
知覽	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿兒島	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
水引	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大地	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
延岡	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮肥	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
都城	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1

廳名	件數	時		間		區		分		局終未
		以五以	以十以	以十五以	以二十以	以一月以	以二月以	以六月以	以一年以	
那覇	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
延岡	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高千穂	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
那覇	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地那	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
石卷	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
古川	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
仙臺	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大原	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
石巻	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
古川	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
登米	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
氣仙沼	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地氣	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
白河	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
平支	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
若松	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福島	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
郡山	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
中村	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
白石	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福島	1100	1	1	1	1	1	1	1	1	1



前承

盛岡		山形		廳名	數	件	時間				區分																													
水澤	磐井	古岡	福岡				盛岡	磐井	地鶴	酒田	米澤	新庄	山形	鶴岡	酒田	米澤	地松																							
1000	1200	1100	1300	1400	1500	1600	1700	1800	1900	2000	2100	2200	2300	2400	2500	2600	2700	2800	2900	3000	3100	3200	3300	3400	3500	3600	3700	3800	3900	4000	4100	4200	4300	4400	4500	4600	4700	4800	4900	5000

秋田		青森		廳名	數	件	時間				區分																													
大曲	本庄	能代	花輪				大輪	花輪	大輪	大輪	大輪	大輪	大輪	大輪	大輪	大輪																								
1000	1200	1100	1300	1400	1500	1600	1700	1800	1900	2000	2100	2200	2300	2400	2500	2600	2700	2800	2900	3000	3100	3200	3300	3400	3500	3600	3700	3800	3900	4000	4100	4200	4300	4400	4500	4600	4700	4800	4900	5000

表二十六第款二第部四第  
間時分處ノ事判審豫ルス對二廳各

廳名	人員							時間區分							減消									
	以上	五日	十日	十五日	二十日	一月	以上	以上	十日	二十日	一月	以上	以上	十日	二十日	一月	以上	以上	十日	二十日	一月	以上	以上	
東地	123	78	65	43	32	21	10	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
橫濱地	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
千葉地	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
木更津支部	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
八日市場支部	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
八王子支部	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
合計	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

四五五

表一十六第款二第部  
間時分處ノ事判

人員	時間區分												
	以上	五日	十日	十五日	二十日	一月	以上	以上	十日	二十日	一月	以上	
合計	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

第四  
審豫

時間區分	案件	審酌	免人	裁判所へ移ス	輕罪公判ニ付	重罪公判ニ付	中止	計	消費	未終結

前承

廳名	案件	時間區分		減消	
		以上	五日	以上	五日
北海道集治監	...	...	...	...	...
北海道上	...	...	...	...	...
根室	...	...	...	...	...
札幌	...	...	...	...	...
札幌	...	...	...	...	...
札幌	...	...	...	...	...
北見	...	...	...	...	...
根室	...	...	...	...	...
釧路	...	...	...	...	...
合計	...	...	...	...	...
合計	...	...	...	...	...

本表記載之外小笠原島嶼取扱二係ルモノ十四件アリ

四五四

前 承

廳 名		買 人	時 間					區 分		消 滅	結 終
			以五以	以十以	以十五以	以二十以	以三十以	以六十以	以一年		
			內日	內日	內日	內日	內日	內日	以上		
			以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上		
			日	日	日	日	日	日	年		
水 戶	下 土	三〇七	一	一	一	一	一	一	一	一	一
宇 都 宮	下 土	二〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
浦 和	下 土	三〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
前 橋	下 土	三〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
靜 岡	下 土	三〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
甲 府	下 土	三〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
長 野	下 土	三〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
新 潟	下 土	三〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
高 田	下 土	三〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一

廳 名		買 人	時 間					區 分		消 滅	結 終
			以五以	以十以	以十五以	以二十以	以三十以	以六十以	以一年		
			內日	內日	內日	內日	內日	內日	以上		
			以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上		
			日	日	日	日	日	日	年		
京 都	下 土	三〇七	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大 阪	下 土	二〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
奈 良	下 土	三〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
神 戶	下 土	三〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岡 山	下 土	三〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大 津	下 土	三〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
福 井	下 土	三〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
金 澤	下 土	三〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
富 山	下 土	三〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
和 歌 山	下 土	三〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
德 島	下 土	三〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一

廳名	人	時 間 區 分												消 滅	未 終	
		以五以	以十以	以十五以	以二十以	以一月以	以二月以	以三月以	以六月以	以一年以	以上	以上	以上			
高知地中村支	九百															
松山和島支	九百															
高松地	九百															
以上大阪控新階管内ノ合計																
名古屋岡崎支	九百															
安濃津地	九百															
岐阜平津地	九百															
以上名古屋控新階管内ノ合計																
廣島尾道支	九百															
山口赤間關支	九百															
松江西濱田支	九百															
松江西濱田支	九百															
鳥取米子支	九百															

廳名	人	時 間 區 分												消 滅	未 終	
		以五以	以十以	以十五以	以二十以	以一月以	以二月以	以三月以	以六月以	以一年以	以上	以上	以上			
長崎平江支	九百															
佐賀原支	九百															
福岡久留米支	九百															
大分津支	九百															
熊本草支	九百															
鹿兒島大島支	九百															
宮崎地	九百															
那覇地	九百															
以上長崎控新階管内ノ合計																
仙臺古川支	九百															
福島白河支	九百															
以上大阪控新階管内ノ合計																

第四部第二款第三十六表  
輕罪ノ裁判時間

時間區分	案件數	被告人數	無罪		管轄		區分		懲罰									
			許	免	違	轄	重	輕	金	初	料	料	場	治	懲	棄	消	
一日以上五日以内	112,000	14,100	10	1	10	1	1	100	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10
六日以上十五日以内	143,000	16,000	15	2	13	2	100	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
十六日以上二十日以内	107,000	13,000	12	1	11	1	100	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
二十一日以上一月以内	100,000	12,000	10	1	9	1	100	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
一月以上三月以内	100,000	12,000	10	1	9	1	100	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
三月以上六月以内	100,000	12,000	10	1	9	1	100	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
六月以上一年以上	100,000	12,000	10	1	9	1	100	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
合計	1,000,000	120,000	100	10	90	10	100	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

四六一

前承

廳名	人員	時間區分										減消	結終未		
廳名	人員	以五日以内	以十日以内	以十五日以内	以二十日以内	以一月以内	以二個月以上	以三個月以上	以六個月以上	以一年以上	減	消	結	終	未
		岩松支部	1,000	10	15	10	20	30	40	50					
若松支部	2,000	20	30	20	40	50	60	70	80	90	20	20	20	20	20
山形酒田支部	3,000	30	40	30	50	60	70	80	90	100	30	30	30	30	30
盛岡	4,000	40	50	40	60	70	80	90	100	110	40	40	40	40	40
盛岡	5,000	50	60	50	70	80	90	100	110	120	50	50	50	50	50
秋田	6,000	60	70	60	80	90	100	110	120	130	60	60	60	60	60
青森	7,000	70	80	70	90	100	110	120	130	140	70	70	70	70	70
函館	8,000	80	90	80	100	110	120	130	140	150	80	80	80	80	80
札幌支部	9,000	90	100	90	110	120	130	140	150	160	90	90	90	90	90
根室支部	10,000	100	110	100	120	130	140	150	160	170	100	100	100	100	100
以上官廳管內ノ合計	70,000	700	800	700	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	700	700	700	700	700
總計	1,000,000	10,000	12,000	10,000	14,000	16,000	17,000	18,000	19,000	20,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

四六〇

第四部第二款第四十六表  
各廳二對ルノ輕罪ノ裁罰時間

廳名	被告人數	時間		區		分	
		以上	以下	以上	以下	以上	以下
東京	四九三	三一〇	一八〇	二六	二	一	二
芝罘	八九〇	五〇一	三二七	四	一	一	一
本所	一、一九〇	三三〇	二二二	二	一	一	一
下谷	五五〇	三二七	二二二	一	一	一	一
芝罘	八〇三	三六七	二二二	二	一	一	一
本所	四八三	二〇九	一三三	一	一	一	一
王子	一、〇八一	一、四八八	八二一	二	一	一	一
橫濱	一、六八八	一、一八八	七二二	一	一	一	一
小田	一、八六	一、三六	六八	一	一	一	一
橫濱	一、六八八	一、一八八	七二二	一	一	一	一
八王子	一、三九	一、〇〇	六八	一	一	一	一
水戸	三三三	二二二	一〇	一	一	一	一
千葉	四八八	三三三	一八八	一	一	一	一
松戸	四八八	三三三	一八八	一	一	一	一
八日市場	二二二	一三三	六六	一	一	一	一
千葉	四八八	三三三	一八八	一	一	一	一
八日市場	二二二	一三三	六六	一	一	一	一

廳名	被告人數	時間		區		分	
		以上	以下	以上	以下	以上	以下
佐原	一五五	六七	五二	一	一	一	一
木更津	三三三	二二二	一三三	一	一	一	一
北條	三三三	二二二	一三三	一	一	一	一
土地	五九〇	二八八	一八八	一	一	一	一
下浦	三三三	二二二	一三三	一	一	一	一
水戸	四八八	三三三	一八八	一	一	一	一
太田	四八八	三三三	一八八	一	一	一	一
土浦	四八八	三三三	一八八	一	一	一	一
麻生	一七五	九二	六六	一	一	一	一
龍崎	三三三	二二二	一三三	一	一	一	一
下妻	三三三	二二二	一三三	一	一	一	一
地味	一、〇一	七八	五二	一	一	一	一
宇都宮	五八五	三八七	二二二	一	一	一	一
真都	一六五	九〇	六六	一	一	一	一
大田	三三三	二二二	一三三	一	一	一	一
栃木	五八五	三八七	二二二	一	一	一	一
栃野	五八五	三八七	二二二	一	一	一	一
佐野	五八五	三八七	二二二	一	一	一	一
地味	一、〇一	七八	五二	一	一	一	一
熊谷	二八二	一七九	一一一	一	一	一	一
浦和	三三三	二二二	一三三	一	一	一	一
越谷	三三三	二二二	一三三	一	一	一	一
幸手	三三三	二二二	一三三	一	一	一	一



前承

廳名	人員	被	告	時	間	區	分						
京都府	1,310			以五以 內日上日	以十以六 內日上日	以十以十一 內日上日	以二以十 內日上日	以一以廿 內月上日	以二以一 內月上月	以三以二 內月上月	以六以三 內月上月	以一以六 內年上月	以 上
新瀉縣	3,933												
新潟縣	4,073												
相模野	7,049												
高田	1,111												
六日町	1,111												
高田	1,111												
魚川	1,111												
相模野	1,111												
津支	1,111												
京都府	1,111												

四六六

奈良		大阪		京都府		高松		高田		高田		高田		高田		高田		高田		高田	
伊丹	1,111	神戶	1,111	豐岡	1,111	姫路	1,111	洲本	1,111	地條	1,111	五條	1,111	高田	1,111	高松	1,111	奈良	1,111	地條	1,111
丹支	1,111	戶支	1,111	岡支	1,111	路支	1,111	本支	1,111	方支	1,111	區支	1,111	區支	1,111	區支	1,111	區支	1,111	區支	1,111
1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111

四六七



前 承

	金 福 大						
	澤		井		津		
地輪高七大小金七地小敦大武三福小地彦八水大彦地	島濱尾聖松澤尾		濱賀野生國井濱		根嚙口津根		
方區區區區區區部方區區區區區區部方區區區區部方							
115	100	110	115	120	125	130	135
110	105	115	120	125	130	135	140
110	105	115	120	125	130	135	140
110	105	115	120	125	130	135	140
110	105	115	120	125	130	135	140
110	105	115	120	125	130	135	140
110	105	115	120	125	130	135	140
110	105	115	120	125	130	135	140
110	105	115	120	125	130	135	140
110	105	115	120	125	130	135	140

	岡 神										
	山					戸					
高勝津莖玉新岡高津北村豊龍社姫洲柏筱明	梁山岡島見山					岡岡野路本原山石					
區區區區區區部部方區區區區區區區區區區區區											
110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110

人	被
員	告
以五以	以一
內日	上日
以十以	以六
內日	上日
以十以	以十
內日	上日
以二以	以十
內日	上日
以一以	以廿
內月	上月
以二以	以一
內月	上月
以三以	以二
內月	上月
以六以	以三
內月	上月
以一以	以六
內年	上月
以	一年
上	





前承

前承															廳名	人 員 被 告	時 間 區 分	
長崎		鳥取					松江											
大村	長原	嚴原	福江	平戸	地戸	米子	倉吉	鳥取	米子	地戸	西郷	大森	濱田	今市				水次
區	區	部	部	部	方	區	區	區	部	方	區	區	區	區	區	區	部	
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

四七四

福岡

福岡																							
佐賀										福岡													
島原	平戸	武生	福江	嚴原	地原	佐賀	武雄	唐津	伊萬里	地原	久留米	小倉	福岡	甘木	飯塚	久留米	柳河	小倉	行倉	地事	中津	大分	
區	區	區	區	區	方	區	區	區	區	方	部	部	部	區	區	區	區	區	區	方	部	區	區
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

四七五



前 承

應 名		人 被	告	時 間 區 分								
登米沼	氣仙沼			白河支	平支	若松支	郡山	中村	白河	平松	若松	米澤
區	區	區	部	部	部	方	區	區	區	區	區	區
136	135	134	133	132	131	130	129	128	127	126	125	124
以五	以五	以五	以五	以五	以五	以五	以五	以五	以五	以五	以五	以五
以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十
以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十
以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二
以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二
以三	以三	以三	以三	以三	以三	以三	以三	以三	以三	以三	以三	以三
以六	以六	以六	以六	以六	以六	以六	以六	以六	以六	以六	以六	以六
以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以
以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以

以上官城莊新階管内ノ合計

應 名		人 被	告	時 間 區 分														
酒田	樽井			盛岡	花巻	福岡	宮古	磐井	水澤	大地	秋田	本庄	能代	大館	花巻	大輪	湯澤	地前支
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區
114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96
以五	以五	以五	以五	以五	以五	以五	以五	以五	以五	以五	以五	以五	以五	以五	以五	以五	以五	以五
以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十
以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十	以十
以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二
以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二	以二
以三	以三	以三	以三	以三	以三	以三	以三	以三	以三	以三	以三	以三	以三	以三	以三	以三	以三	以三
以六	以六	以六	以六	以六	以六	以六	以六	以六	以六	以六	以六	以六	以六	以六	以六	以六	以六	以六
以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以
以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以



表六十六第款二第部四第  
間時判裁ノ罪重ルヌ對ニ廳各

廳名	人	被	告
大 阪	112	1	1
神 戶	113	1	1
岡 山	114	1	1
大 津	115	1	1
京 都	116	1	1
神 奈 川	117	1	1
東 京	118	1	1
千 葉	119	1	1
水 戸	120	1	1
宇 都 宮	121	1	1
浦 和	122	1	1
前 橋	123	1	1
靜 岡	124	1	1
甲 府	125	1	1
長 野	126	1	1
新 潟	127	1	1
上 野 陸 軍 監 理 部	128	1	1
合 計	129	1	1
廣 島	130	1	1
山 口	131	1	1
松 山	132	1	1
鳥 取	133	1	1
合 計	134	1	1

四八三

廳名	人	被	告
東 京	12	1	1
橫 濱	13	1	1
千 葉	14	1	1
水 戸	15	1	1
宇 都 宮	16	1	1
浦 和	17	1	1
前 橋	18	1	1
靜 岡	19	1	1
甲 府	20	1	1
長 野	21	1	1
新 潟	22	1	1
上 野 陸 軍 監 理 部	23	1	1
合 計	24	1	1
大 阪	25	1	1
神 戶	26	1	1
岡 山	27	1	1
大 津	28	1	1
京 都	29	1	1
神 奈 川	30	1	1
東 京	31	1	1
千 葉	32	1	1
水 戸	33	1	1
宇 都 宮	34	1	1
浦 和	35	1	1
前 橋	36	1	1
靜 岡	37	1	1
甲 府	38	1	1
長 野	39	1	1
新 潟	40	1	1
上 野 陸 軍 監 理 部	41	1	1
合 計	42	1	1

四八二



前 承

前 承													廳 名	被 告 人 員	時 間 區 分												
以上官城控訴院管内、合計	秋田	盛岡	山形	福島	仙臺	以上長崎控訴院管内、合計	那霸	宮崎	鹿兒島	熊本	大分	福岡				佐賀	長崎	以上廣島控訴院管内、合計									
三九	一	六	三	一	四	七	三	五	三	六	八	四	三	三	三	二	以五以一 內日上日	以十以六 內日上日	以十以十 內日上日	以二以十 內日上日	以一以廿 內月上日	以二以一 內月上月	以三以二 內月上月	以六以三 內月上月	以一以六 內年上月	以 一 上 年	
三九	一	六	三	一	四	七	三	五	三	六	八	四	三	三	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

前 承					廳 名	被 告 人 員	時 間 區 分							
以上函館控訴院管内、合計	根室	札幌	函館	青森										
三九	一	六	三	一	以五以一 內日上日	以十以六 內日上日	以十以十 內日上日	以二以十 內日上日	以一以廿 內月上日	以二以一 內月上月	以三以二 內月上月	以六以三 內月上月	以一以六 內年上月	以 一 上 年
三九	一	六	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

表七十六第款一第部五第  
分區數件理受訴控ルス對ニ廳各

裁 判 所	控 訴		受 理 區 分	
	主 訴	附 帶	檢 事 ヨリ	許 訟 關 係 人 ヨリ
東 京 地 方 法 院	三六	二	三	二
橫 濱 地 方 法 院	八	一	一	一
八 王 子 支 部	九	一	一	一
千 葉 地 方 法 院	三	一	一	一
八 日 市 場 支 部	二	一	一	一
水 更 津 支 部	九	一	一	一
水 戸 地 方 法 院	四	一	一	一
土 浦 支 部	二	一	一	一
下 妻 支 部	六	一	一	一
宇 都 宮 地 方 法 院	三	一	一	一
栃 木 支 部	四	一	一	一
浦 和 地 方 法 院	九	一	一	一
熊 谷 支 部	〇	一	一	一
前 橋 地 方 法 院	三	一	一	一
高 崎 支 部	三	一	一	一
靜 岡 支 部	三	一	一	一
濱 松 支 部	三	一	一	一
沼 津 支 部	二	一	一	一
甲 府 地 方 法 院	七	一	一	一
受 理 區 分	主 訴	附 帶	檢 事 ヨリ	許 訟 關 係 人 ヨリ
本 年 受 理 件 數	三六	二	三	二

前 承

控  
訴  
裁  
判  
所

原  
裁  
判  
所

東京控訴院

石 仙 安 名 和 寄 七 神 大 相 高 長 新 新 上 飯 松 長 谷  
 巻 壘 濃 古 歌 山 尾 戸 阪 川 田 岡 發 瀨 田 田 本 野 村  
 支 地 地 地 地 支 地 地 支 支 支 支 支 地 支 支 地 支  
 部 方 方 方 方 方 部 方 方 部 部 部 部 方 部 部 部 方 部

主  
控  
訴  
件  
數

- 4 - 2 3 - - - 2 4 9 11 20 27 31 34 36 40

主  
控  
訴  
重  
罪

- -

主  
控  
訴  
輕  
罪

- -

主  
控  
訴  
違  
警  
罪

- -

主  
控  
訴  
無  
罪

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40

主  
控  
訴  
無  
罪

- -

主  
控  
訴  
無  
罪

- -

東京地方

熊 浦 龍 佐 千 八 横 本 下 麴 芝 京  
 谷 和 崎 原 葉 子 濱 所 谷 町 橋  
 計 區 區 區 區 區 區 區 區 區 計 方 方 部 方 部 方 部 部 部

2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40

- -

- -

- -

- -

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40

- -

- -

- -

前 承

水戸地方	千葉地方	横濱地方	控訴		本年受
			裁	判	
龍ヶ崎	北条	静岡	主	主	重罪
麻生	更原	八王子	附	附	
土浦	津	小田原	主	主	輕罪
太田	日原	須賀	附	附	
水戸	宮本郷	横濱	主	主	重罪
水戸	宮本郷	横濱	附	附	
計	計	計	主	主	輕罪
計	計	計	附	附	
計	計	計	主	主	重罪
計	計	計	附	附	
計	計	計	主	主	輕罪
計	計	計	附	附	
計	計	計	主	主	重罪
計	計	計	附	附	

前橋地方	浦和地方	宇都宮地方	控訴		本年受
			裁	判	
上野	大宮	佐野	主	主	重罪
大宮	熊谷	大野	附	附	
大宮	川越	野水	主	主	輕罪
高崎	越谷	水野	附	附	
太田	和	野水	主	主	重罪
中之條	和	野水	附	附	
沼田	和	野水	主	主	輕罪
前橋	和	野水	附	附	
計	計	計	主	主	重罪
計	計	計	附	附	
計	計	計	主	主	輕罪
計	計	計	附	附	
計	計	計	主	主	重罪
計	計	計	附	附	
計	計	計	主	主	輕罪
計	計	計	附	附	
計	計	計	主	主	重罪
計	計	計	附	附	

前 承

長野地方	甲府地方	静岡地方	裁判所	原裁判所	本年受	受		理		違	分
						主	附	罪	罪		
飯田	谷	甲府	甲府	静岡	1	0	0	0	0	0	0
福島	甲府	掛川	掛川	藤枝	2	0	0	0	0	0	0
大田	甲府	川原	川原	吉原	3	0	0	0	0	0	0
上野	甲府	津川	津川	松原	4	0	0	0	0	0	0
松本	甲府	掛川	掛川	藤枝	5	0	0	0	0	0	0
飯山	甲府	津川	津川	松原	6	0	0	0	0	0	0
長野	甲府	掛川	掛川	藤枝	7	0	0	0	0	0	0
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

以上東京控訴院管内、合計				新潟地方				大								
京	大	神	伊	相	高	六	柏	長	村	新	三	新	新	岩	上	伊
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17

前 承

裁判所	原裁判所	本年受理件数	受 理 區 分				
			重 罪	輕 罪	違 禁 罪	訴訟關係人ヨリ	
主 控	主 訴	主 控	主 訴	主 訴	主 訴	主 訴	主 訴
大阪控訴院		7	2	2	2	1	1
豊岡支店	豊岡支店	7	-	-	5	2	2
岡山支店	岡山支店	1	-	-	-	-	-
津山支店	津山支店	1	-	-	-	-	-
高梁支店	高梁支店	2	-	-	-	-	-
大津支店	大津支店	1	-	-	-	-	-
彦根支店	彦根支店	2	-	-	-	-	-
福井支店	福井支店	3	-	-	-	-	-
小濱支店	小濱支店	3	-	-	-	-	-
金澤支店	金澤支店	2	-	-	-	-	-
七尾支店	七尾支店	2	-	-	-	-	-
富山支店	富山支店	2	-	-	-	-	-
高岡支店	高岡支店	2	-	-	-	-	-
和田支店	和田支店	3	-	-	-	-	-
徳島支店	徳島支店	2	-	-	-	-	-
關西支店	關西支店	3	-	-	-	-	-
高松支店	高松支店	2	-	-	-	-	-
北支店	北支店	2	-	-	-	-	-
横濱支店	横濱支店	2	-	-	-	-	-
名古支店	名古支店	2	-	-	-	-	-
岡崎支店	岡崎支店	2	-	-	-	-	-
安濃津支店	安濃津支店	2	-	-	-	-	-
岐阜支店	岐阜支店	2	-	-	-	-	-
廣島支店	廣島支店	2	-	-	-	-	-
山口支店	山口支店	2	-	-	-	-	-
鳥取支店	鳥取支店	2	-	-	-	-	-
熊本支店	熊本支店	2	-	-	-	-	-
京都支店	京都支店	2	-	-	-	-	-
伏見支店	伏見支店	2	-	-	-	-	-
園部支店	園部支店	2	-	-	-	-	-
宮津支店	宮津支店	2	-	-	-	-	-
舞鶴支店	舞鶴支店	2	-	-	-	-	-
大津支店	大津支店	2	-	-	-	-	-
大坂支店	大坂支店	2	-	-	-	-	-
茨木支店	茨木支店	2	-	-	-	-	-

京都地方



和歌山地方		徳島地方				高知地方				松山地方			
田邊	新宮	徳島	徳島	徳島	徳島	高知	高知	高知	高知	高知	高知	高知	高知
田邊	新宮	川島	川島	川島	川島	安藝	安藝	安藝	安藝	安藝	安藝	安藝	安藝
田邊	新宮	川島	川島	川島	川島	須崎	須崎	須崎	須崎	須崎	須崎	須崎	須崎
田邊	新宮	川島	川島	川島	川島	中村	中村	中村	中村	中村	中村	中村	中村
田邊	新宮	川島	川島	川島	川島	大洲	大洲	大洲	大洲	大洲	大洲	大洲	大洲
田邊	新宮	川島	川島	川島	川島	今治	今治	今治	今治	今治	今治	今治	今治
田邊	新宮	川島	川島	川島	川島	宇治	宇治	宇治	宇治	宇治	宇治	宇治	宇治
田邊	新宮	川島	川島	川島	川島	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松	高松

金澤地方												富山地方				妙和				
小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦
小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦
小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦
小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦
小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦
小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦
小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦
小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦
小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦
小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦	小敦







前 承

松江地方	山口地方	廣島地方	裁判所	訴訟
西濱今水松	赤萩柳岩德山	三福尾庄竹廣	原裁判所	
郷田市次江	間井津	次山道原原島		
區區區區區	計區區區區區	計區區區區區		
一	一	一	主	本年受理案件數
			主	重
			附	
			主	罪
			附	
			主	輕
			附	
			主	罪
			附	
			主	重
			附	
			主	罪
			附	
			主	分
			附	
			主	罪
			附	

鳥取地方  
米倉鳥  
子吉取

以上廣島控訴院管内、

長崎控訴院

延岡支地方	宮崎支地方	大島支地方	鹿兒島支地方	天草支地方	八代支地方	熊本支地方	中津支地方	大分支地方	小倉支地方	久留米支地方	福岡支地方	佐賀支地方	嚴原支地方	福江支地方	平戸支地方	長崎支地方	合計
二	三	二	四	五	六	七	三	三	三	三	三	三	三	二	一	一	三

五〇四

後

		熊本地方						大分地方									
鹿兒島	天草	八代	高瀬	山鹿	宮地	御地	熊本	豆田	玉津	中津	杵築	竹田	佐伯	白杵	大分	伊行	小倉
計區	區	區	區	區	區	區	計區	區	區	區	區	區	區	區	計區	區	區
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

507

前承

		佐賀地方						長崎地方			福岡地方			鹿兒島	那霸	原裁判所	控訴			
柳河	飯塚	甘木	福岡	伊里	唐津	佐賀	武雄	佐賀	福江	長崎	大村	島原	武生	鹿兒島	那霸	原裁判所	本年受	本年受		
計區	區	區	區	計區	區	區	區	計區	區	區	區	計區	區	區	計區	區				
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一				

506

裁判所	原裁判所	本年受		受理		区分	
		主	附	主	附	主	附
鹿兒島地方	知屋	二	-	-	-	二	-
水引	引屋	三	-	-	-	三	-
宮崎地方	宮崎	三	-	-	-	三	-
延岡	延岡	三	-	-	-	三	-
高千穂	高千穂	三	-	-	-	三	-
合計	合計	三	-	-	-	三	-
以上長崎控訴院管内、 合計		六六	六	六六	六	六六	六
仙臺	仙臺	三	-	-	-	三	-
石巻	石巻	三	-	-	-	三	-
古川	古川	二	-	-	-	二	-
福島	福島	七	-	-	-	七	-
白河	白河	一	-	-	-	一	-
平松	平松	一	-	-	-	一	-
若松	若松	三	-	-	-	三	-
山形	山形	三	-	-	-	三	-
米澤	米澤	七	-	-	-	七	-
合計	合計	六六	六	六六	六	六六	六

宮城控訴院

裁判所	原裁判所	本年受		受理		区分	
		主	附	主	附	主	附
酒田	酒田	三	-	-	-	三	-
鶴岡	鶴岡	七	-	-	-	七	-
盛岡	盛岡	三	-	-	-	三	-
磐井	磐井	三	-	-	-	三	-
秋田	秋田	七	-	-	-	七	-
大曲	大曲	二	-	-	-	二	-
東洋	東洋	三	-	-	-	三	-
横濱	横濱	二	-	-	-	二	-
千葉	千葉	二	-	-	-	二	-
水戸	水戸	二	-	-	-	二	-
土浦	土浦	一	-	-	-	一	-
宇都宮	宇都宮	六	-	-	-	六	-
栃木	栃木	三	-	-	-	三	-
熊谷	熊谷	三	-	-	-	三	-
前橋	前橋	三	-	-	-	三	-
高崎	高崎	三	-	-	-	三	-
静岡	静岡	一	-	-	-	一	-
濱松	濱松	一	-	-	-	一	-
甲府	甲府	三	-	-	-	三	-
長野	長野	七	-	-	-	七	-
松本	松本	六	-	-	-	六	-
飯田	飯田	一	-	-	-	一	-
合計	合計	六六	六	六六	六	六六	六



前 承

裁判所		控訴	原裁判所
函館控訴院	以上官域控訴院管内、合	秋田地方	水澤
			秋田
宇都宮地方	東根	函館	湯澤
			大曲
八戸支店	弘前支店	青森地方	大輪
			能代
岩手地方	小岩	増毛	秋田
			札幌
函館地方	小樽	弘前	函館
			福山
青森地方	五所川原	野辺	函館
			弘前
盛岡地方	秋田	盛岡	函館
			盛岡
計		計	計
前主	主	主	主
控訴	附	控訴	附
主	主	主	主
附	附	附	附
主	主	主	主
附	附	附	附
主	主	主	主
附	附	附	附
主	主	主	主
附	附	附	附
主	主	主	主
附	附	附	附
主	主	主	主
附	附	附	附
主	主	主	主
附	附	附	附
主	主	主	主
附	附	附	附

五二

裁判所		控訴	原裁判所
函館控訴院	以上官域控訴院管内、合	秋田地方	水澤
			秋田
宇都宮地方	東根	函館	湯澤
			大曲
八戸支店	弘前支店	青森地方	大輪
			能代
岩手地方	小岩	増毛	秋田
			札幌
函館地方	小樽	弘前	函館
			福山
青森地方	五所川原	野辺	函館
			弘前
盛岡地方	秋田	盛岡	函館
			盛岡
計		計	計
前主	主	主	主
控訴	附	控訴	附
主	主	主	主
附	附	附	附
主	主	主	主
附	附	附	附
主	主	主	主
附	附	附	附
主	主	主	主
附	附	附	附
主	主	主	主
附	附	附	附
主	主	主	主
附	附	附	附
主	主	主	主
附	附	附	附
主	主	主	主
附	附	附	附

五三

表八十六第款一第部五第  
各廳二對スル訴訟判決區分

裁判所	受審	新受	計	重罪却棄	輕罪却棄	違警罪却棄	計	取件	消滅	未結	重罪内	輕罪内
東京地方	三六	三六	二〇二	九	九	三三	二〇一	三		四		
横浜地方	一七	八六	一〇三	七	九	三三	九八	一		一〇		
八王子支部	三	一九	二二				二一					
千葉地方	四	二四	二八				二四					
八日市場支部	九	二四	三三				三二					
水更津支部	二	九	一一				一〇					
土浦支部	六	四	一〇				九					
下妻支部	三	一八	二一				二〇					
宇都宮支部	八	二二	三〇				二九					
栃木支部	三	二二	二五				二四					
熊谷支部	五	一〇	一五				一四					
前橋支部	三	二〇	二三				二二					
高崎支部	三	一〇	一三				一二					
静岡支部	一	二	三				二					
濱松支部	一	二	三				二					
沼津支部	一	二	三				二					
甲府支部	一	二	三				二					
谷村支部	一	二	三				二					
長野支部	一	二	三				二					
松本支部	一	二	三				二					
飯田支部	一	二	三				二					

五二五

前承

裁判所	原裁判所	本年受理件数	重罪	輕罪	前承	分	控訴		控訴		控訴	
							主	附	主	附	主	附
							控	訴	控	訴	控	訴
根室地方	根室	八										
根室	厚岸											
根室	釧路											
合計	合計	八										
以上函館控訴院管内ノ												
輕罪控訴中諸規則違反ニ係ルモノ左ノ如シ												
檢事控訴主件欄中檢事ト新訟關係人トノ相控訴ニ係ルモノ左ノ如シ												
輕罪 三件												
重罪 三十一件												
新訟關係人 四件												
主 九件												
附帶 二百二十八件												
主 百十七件												
附帶 九件												

五一四



前 承

東京控訴院	裁判所		受理總數	判決件數			取 下 件 數	消 滅 件 數	未 結 局 件 數	上級裁判所 受審件數 うち控訴 審理件數
	原 裁 判 所	新 裁 判 所		重 罪 罪	輕 罪 罪	違 犯 罪				
山形地方部										
岩手支部										
平川支部										
古川支部										
石巻支部										
仙台支部										
安濃津地方										
名古屋地方										
和歌山地										
密山支部										
七尾支部										
神戸支部										
大阪支部										
相模支部										
高田支部										
長岡支部										
新潟支部										
新潟支部										
上野支部										
計										

東京地方	裁判所		受理總數	判決件數			取 下 件 數	消 滅 件 數	未 結 局 件 數	上級裁判所 受審件數 うち控訴 審理件數
	原 裁 判 所	新 裁 判 所		重 罪 罪	輕 罪 罪	違 犯 罪				
酒田支部										
盛岡支部										
磐井支部										
秋田支部										
札幌地方										
京橋區計										
芝區										
麹町區										
下谷區										
本所區										
横濱區										
八王子區										
千代田區										
佐原區										
龍ヶ崎區										
浦和區										
熊谷區										
横濱區										
小田原區										
王子區										
八王子區										
計										

前 承

前橋地方					浦和地方				宇都宮地方								
吉藤	靜岡	上野	大宮	大田	高崎	太田	中之條	沼田	前橋	大宮	熊谷	川越	浦和	佐野	大田	大宮	宇都宮
區	區	區	計	區	區	區	區	區	計	區	區	區	區	計	區	區	區
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

前 承												控 訴		裁 判 所		原 裁 判 所	
水戸地方					千葉地方					靜岡		受 審		受 理 總 數			
真都岡	宇都宮	下野	龍崎	麻生	土浦	太田	水戸	北條	水戸	佐原	八日宮	一宮	松戸	千葉	靜岡	受 審	受 理 總 數
區	區	計	區	區	區	區	區	計	區	區	區	區	區	計	區	計	計
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10



前 承

大阪控新院	裁判所		受理總數		判決		案件數											
	裁	判	受	審	重	輕	違	取	消	未								
	所	所	新	原	罪	罪	警	下	滅	終								
			部	部	部	部	部	部	部	部								
九	高	宇	松	中	高	脇	德	田	和	高	富	七	金	小	福	彦	大	萬
龜	松	和	山	村	知	町	島	邊	歌	岡	山	尾	澤	濱	井	根	津	梁
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
部	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方
1	7	10	2	1	6	2	7	3	10	2	5	1	5	4	2	2	2	
1	0	10	2	3	6	4	8	3	2	6	3	2	10	3	1	4	2	
2	1	10	1	5	7	5	8	5	2	9	7	4	3	3	1	6	2	
1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
7	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
5	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

京都地方																	
大		大		大		大		大		大		大		大		大	
王	方	水	阪	津	阪	鶴	津	部	見	都	熊	鳥	山	尾	廣	岐	安
寺	方	木	阪	津	阪	鶴	津	部	見	都	本	取	口	道	島	阜	濃
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	方	方	方	部	方	方
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

福井地方			大津地方			岡山地方					
小敦大武三福	彦水大	高勝津笠玉岡	富村豊龍社	岡	岡野	岡	岡	岡	岡	岡	岡
濱賀野生園井	根口津	梁山山岡島山	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡
區區區區區區	計區區區計	區區區區區區	計區區區區計	區區區區區區	計區區區區計	區區區區區區	計區區區區計	區區區區區區	計區區區區計	區區區區區區	計區區區區計

五二四

前承

神戶地方			奈良地方			大阪地方			裁判所			控新		
姫洲柏後明伊神	五高松奈	高和明神高奈												
路本原山石丹戸	條田山良	歌石戸田良												
區區區區區區	計區區區區計	區區區區區區	計區區區區計	區區區區區區	計區區區區計	區區區區區區	計區區區區計	區區區區區區	計區區區區計	區區區區區區	計區區區區計	區區區區區區	計區區區區計	區區區區區區

五二四



前承

以上大阪控訴院管内ノ合計										裁 判 所	控 訴 所	原 裁 判 所	受 理 總 數		判 決 件 數		取 下 件 數		未 終 局 件 數		上 訴 件 數 内 ノ 輕 罪	上 訴 件 數 内 ノ 重 罪
受		新		計		重 罪		輕 罪					遊 警 罪		計		下 取		清 減			
1	3	1	2	1	1	2	1	1	1				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
3	5	1	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
4	6	2	2	2	2	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
5	7	2	3	3	3	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
6	8	3	3	3	3	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
7	9	3	4	4	4	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
8	10	4	4	4	4	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
9	11	4	5	5	5	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		
10	12	5	5	5	5	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9		
11	13	5	6	6	6	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
12	14	6	6	6	6	12	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11		
13	15	6	7	7	7	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
14	16	7	7	7	7	14	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13		
15	17	7	8	8	8	15	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14		
16	18	8	8	8	8	16	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15		
17	19	8	9	9	9	17	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16		
18	20	9	9	9	9	18	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17		
19	21	9	10	10	10	19	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18		
20	22	10	10	10	10	20	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19		
21	23	10	11	11	11	21	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20		
22	24	11	11	11	11	22	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21		
23	25	11	12	12	12	23	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22		
24	26	12	12	12	12	24	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23		
25	27	12	13	13	13	25	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24		
26	28	13	13	13	13	26	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25		
27	29	13	14	14	14	27	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26		
28	30	14	14	14	14	28	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27		
29	31	14	15	15	15	29	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28		
30	32	15	15	15	15	30	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29		

名古屋控訴院

前承

名古屋地方

宮津支	大津支	大阪支	神戸支	大津支	福井支	金澤支	七尾支	富山支	和歌山支	徳島支	高知支	鳥取支	名古屋	一古屋	半田	岡崎	西尾	豊橋	岐阜	上野	安濃津	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46
25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50

前 承

裁判所		原裁判所	受理總數	判決件數	計		
受新	受舊		取件數		消滅件數	未結局件數	
以上名古屋控訴院管内、 岐阜地方 一名古宮 高嶺山 御嵩垣 大垣 一宮	山次地	山口	17	1	0	1	17
	三尾支	尾道	2	0	0	0	2
	廣島支	廣島	10	6	0	4	10
	合計	合計	29	7	0	22	29
	安濃津地方	水本	3	0	0	0	3
	山上	山田	5	0	0	0	5
	龜山	野山	4	1	0	3	4
	四日市	四日市	1	0	0	0	1
	松坂	松坂	7	0	0	0	7
	合計	合計	27	1	0	26	27
			上級裁判所 取件數 消滅件數 未結局件數				
			取件數	消滅件數	未結局件數		
			取件數	消滅件數	未結局件數		
			取件數	消滅件數	未結局件數		
			取件數	消滅件數	未結局件數		
			取件數	消滅件數	未結局件數		
			取件數	消滅件數	未結局件數		
			取件數	消滅件數	未結局件數		
			取件數	消滅件數	未結局件數		
			取件數	消滅件數	未結局件數		

廣島控訴院

裁判所	原裁判所	受理總數	判決件數	計		
受新	受舊			取件數	消滅件數	未結局件數
鹿兒島地	鹿兒島	1	0	0	0	1
熊本地	熊本	1	0	0	0	1
中津支	中津	1	0	0	0	1
大分支	大分	1	0	0	0	1
小倉支	小倉	1	0	0	0	1
福岡支	福岡	1	0	0	0	1
佐賀支	佐賀	1	0	0	0	1
長崎支	長崎	1	0	0	0	1
岡山支	岡山	1	0	0	0	1
名古屋支	名古屋	1	0	0	0	1
德島支	德島	1	0	0	0	1
岡山支	岡山	1	0	0	0	1
神戶支	神戶	1	0	0	0	1
大阪支	大阪	1	0	0	0	1
米子支	米子	1	0	0	0	1
鳥取支	鳥取	1	0	0	0	1
西郷支	西郷	1	0	0	0	1
濱田支	濱田	1	0	0	0	1
松江支	松江	1	0	0	0	1
赤間支	赤間	1	0	0	0	1
岩國支	岩國	1	0	0	0	1
合計	合計	27	0	0	27	27
			上級裁判所 取件數 消滅件數 未結局件數			
			取件數	消滅件數	未結局件數	
			取件數	消滅件數	未結局件數	
			取件數	消滅件數	未結局件數	
			取件數	消滅件數	未結局件數	
			取件數	消滅件數	未結局件數	
			取件數	消滅件數	未結局件數	
			取件數	消滅件數	未結局件數	
			取件數	消滅件數	未結局件數	
			取件數	消滅件數	未結局件數	



前 承

前 承												裁判所		受理總數	判 決 件 數				取 下 件 數	消 滅 件 數	未 終 局 件 數	上級裁判所 案件申訴件數 重罪輕罪 輕罪重罪 重罪重罪													
松江地方			山口地方			廣島地方			原裁判所		受 理	裁 判	重 罪		輕 罪	違 犯 罪	却 棄 罪	計																	
松江	今市	木次	赤松	萩	柳井	岩國	徳山	山口	三福	尾道													庄原	竹原	廣島	受	裁	重	輕	違	却	計			
郷	田	市	郷	郷	郷	郷	郷	郷	郷	郷	郷	郷	郷	1	1	1	1	1	1	1	1	1													

鳥取地方

以上廣島裁判所管内ノ															鳥取地方			合計					
長崎控訴院					鳥取地方					合計					米倉	取	計						
延岡	宮崎	大崎	鹿兒	天草	八代	熊本	中津	大分	小倉	久留米	福賀	佐賀	嚴原	福江	平戸	長崎	鳥取	倉	米	計			
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	1	1	1



鹿兒島地方	宮崎地方	裁判所		受理總數	判決		案件數	取下 案件數	消滅 案件數	未終 局案件數	重罪 ノ内	輕罪 ノ内	上級裁判所ノ内 非特手続所 及シタルモノ
		原裁判所	裁 判 所		重 罪	輕 罪							
知 鹿 水	宮 都 延 高	鹿 鹿 鹿	鹿 鹿 鹿	二 二 二	一 一 一	一 一 一	二 二 二	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一
引 屋 覽	岡 井 田 秋 大 東 橫 千 水 水 土 下 宇 柄 浦 熊 前 高 靜 濱 甲 長	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一
計 區 區 區	計 計 區 區 區 區 計 區 區 區	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一

以上長崎控訴院管内ノ合計

宮城控訴院													
鹿 鹿 水	宮 都 延 高	鹿 鹿 鹿	鹿 鹿 鹿	受理總數	重 罪	輕 罪	違 犯	案件數	取下 案件數	消滅 案件數	未終 局案件數	重罪 ノ内	輕罪 ノ内
知 鹿 水	宮 都 延 高	鹿 鹿 鹿	鹿 鹿 鹿	二 二 二	一 一 一	一 一 一	一 一 一	二 二 二	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一
引 屋 覽	岡 井 田 秋 大 東 橫 千 水 水 土 下 宇 柄 浦 熊 前 高 靜 濱 甲 長	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一
計 區 區 區	計 計 區 區 區 區 計 區 區 區	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一	一 一 一

前 承

裁判所	受理總數		判決		取 下 取 消 未 終 局 件 數	重 罪 ノ 内	輕 罪 ノ 内
	受 新	受 舊	重 罪 判 決	輕 罪 判 決			
松本支店	1	0	0	0	0	0	0
飯田支店	1	0	0	0	0	0	0
上田支店	1	0	0	0	0	0	0
新潟支店	1	0	0	0	0	0	0
長岡支店	1	0	0	0	0	0	0
高田支店	1	0	0	0	0	0	0
青森支店	1	0	0	0	0	0	0
弘前支店	1	0	0	0	0	0	0
函館支店	1	0	0	0	0	0	0
札幌支店	1	0	0	0	0	0	0
計	10	0	0	0	0	0	0
仙臺支店	1	0	0	0	0	0	0
大原支店	1	0	0	0	0	0	0
石川支店	1	0	0	0	0	0	0
古川支店	1	0	0	0	0	0	0
登米支店	1	0	0	0	0	0	0
氣仙沼支店	1	0	0	0	0	0	0
福山支店	1	0	0	0	0	0	0
計	10	0	0	0	0	0	0

裁判所	受理總數		判決		取 下 取 消 未 終 局 件 數	重 罪 ノ 内	輕 罪 ノ 内
	受 新	受 舊	重 罪 判 決	輕 罪 判 決			
山形支店	1	0	0	0	0	0	0
新庄支店	1	0	0	0	0	0	0
米沢支店	1	0	0	0	0	0	0
酒田支店	1	0	0	0	0	0	0
計	4	0	0	0	0	0	0
福島支店	1	0	0	0	0	0	0
郡山支店	1	0	0	0	0	0	0
白河支店	1	0	0	0	0	0	0
平川支店	1	0	0	0	0	0	0
若松支店	1	0	0	0	0	0	0
古川支店	1	0	0	0	0	0	0
計	7	0	0	0	0	0	0
盛岡支店	1	0	0	0	0	0	0
盛岡支店	1	0	0	0	0	0	0
花巻支店	1	0	0	0	0	0	0
福宮支店	1	0	0	0	0	0	0
計	4	0	0	0	0	0	0